

第30回

町村監査委員に関する実態調査集計表

令和5年4月1日現在

熊本県町村議会議長会
熊本県町村監査委員協議会

目 次

1	監査委員調	2
2	監査委員補助職員調	6
3	監査委員費調（令和5年度当初予算）	8
4	監査委員報酬・費用弁償調（令和5年度当初予算）	10
5	令和4年度監査所要日数調（令和4年4月1日～令和5年3月31日）	14
	(1)監査所要日数総括表	14
	(2)実施していない理由	17
	(3)監査所要日数詳解	18
6	監査委員活動日数調（令和4年4月1日～令和5年3月31日）	22
7	識見監査委員の各定例会本会議（令和4年度）への出席状況等調	24
8	監査規程等制定の有無、監査年間計画作成等調	25
9	議会、住民に対する監査結果の報告方法調	27
10	議選監査委員の人選方法調	29
11	令和3年度一般会計歳入歳出決算審査の概況調	30
12	令和3年度一般会計歳入歳出決算審査資料調	34
13	令和4年度監査活動実績調（令和4年4月～令和5年3月）	40
14	令和4年度監査計画と実績	46
15	監査指摘事項の履行確保のための措置調	47
16	定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況 （令和4年4月1日～令和5年3月31日）	48
17	地方自治第199条第10項の意見提出の事例 （令和4年4月1日～令和5年3月31日）	59
18	行政監査（地方自治第199条第2項）の事例 （令和4年4月1日～令和5年3月31日）	60
19	特別監査の事例（令和4年4月1日～令和5年3月31日）	61
20	金融機関の指定及び収納事務取扱金融機関等の状況	62
21	例月出納検査に関する調	64
22	外部監査に関する調	66
23	令和4年度先進地調査の実施状況	66
24	監査手続に関する調（令和4年4月1日～令和5年3月31日）	66
25	監査専門委員に関する調（法200条の2）	66
26	内部統制に関する調（法150条の2）	66
27	議会による権利放棄に関する調（法242条の10）	66
28	免責条例の制定・改廃に係る意見聴取に関する調	67
29	監査のデジタル化に関する調	67

1. 監査委員調

郡名	町 村 名	識 見				
		氏 名	年齢	現 任 期	在職年月数	職 業
下益城郡	美里町	大西 茂	65	4. 2. 1 8. 1. 31	1.3	無 職
玉名郡	玉東町	北島 義文	63	4. 4. 1 8. 3. 31	1.1	無 職
	和水町	有働 德行	71	4. 3. 9 8. 3. 8	5.2	無 職
	南関町	繁松 哲也	76	2.10. 1 6. 9. 30	6.7	農 林 業
	長洲町	高本 茂実	72	1. 5. 20 5. 5. 19	4.0	無 職
菊池郡	大津町	今村 昭彦	70	3. 4. 1 7. 3. 31	2.1	無 職
	菊陽町	橋本 輝也	70	4. 6. 17 8. 6. 16	4.11	会 社 役 職 員
阿蘇郡	南小国町	石橋 正寿	61	3. 4. 1 7. 3. 31	2.1	農 林 業
	小国町	古賀 尚年	68	5. 6. 12 9. 6. 11	3.11	無 職
	産山村	吉野 文夫	72	1. 6. 13 5. 6. 12	3.11	農 林 業
	高森町	吉良 充展	55	4.11. 1 8.10. 31	0.6	会 社 役 員
	南阿蘇村	吉里 啓文	65	3. 4. 1 7. 3. 31	2.1	住 職
	西原村	河上 勝彦	71	3. 4. 1 7. 3. 31	10.1	無 職
上益城郡	御船町	吉川 勲	73	31. 4. 12 5. 4. 11	4.1	無 職
	嘉島町	蜂屋 誠	69	4.12. 11 8.12. 10	4.5	無 職
	益城町	戸塚 誠司	71	4.12. 23 8.12. 22	4.5	会 社 役 職 員
	甲佐町	豊永康 法	72	1. 7. 8 5. 7. 7	3.10	農 林 業
	山都町	志賀 美枝子	75	3. 3. 29 7. 3. 28	6.2	無 職
八代郡	氷川町	島田 博行	75	4. 4. 1 7. 3. 31	5.1	無 職
葦北郡	芦北町	井川 良一	71	4.12. 11 8.12. 10	4.5	農 林 業
	津奈木町	北岡 あつむ	70	5. 4. 1 9. 3. 31	0.1	無 職

(令和5年4月1日現在)

			議 選					
公務員歴	常勤	2名以上選任	氏 名	年 齢	現 任 期	在職年月数	職 業	選任しない
企画情報課長			高 田 美 千 子	73	4. 5. 1 8. 4. 30	1.0	無 職	
町民福祉課長			吉 住 貞 夫	73	1. 5. 8 5. 4. 29	16.0	会 社 役 職 員	
			白 木 淳	47	4. 4. 22 8. 4. 15	1.1	サ ー ビ ス 業	
			立 山 比 呂 志	65	4. 2. 28 8. 2. 25	1.3	土 木 建 築 業	
			浦 邊 朝 章	72	3.10.25 7.10.19	5.8	商 業	
県 職 員			佐 藤 真 二	60	3. 3. 1 7. 2. 28	2.2	無 職	
県 職 員			那 須 眞 理 子	72	1. 5. 10 5. 5. 1	4.0	農 林 業	
阿蘇広域行政事務組合 消 防 本 部			井 野 和 哉	58	1. 5. 8 5. 4. 30	4.0	農 林 業	
			大 塚 英 博	71	1. 5. 10 5. 4. 30	4.0	会 社 役 職 員	
総 務 課 長			城 本 俊 成	62	1. 5. 6 5. 5. 5	4.0	農 林 業	
			立 山 広 滋	64	1. 5. 8 5. 4. 29	4.0	会 社 役 職 員	
農 政 課 長			橋 本 功	75	3. 3. 19 7. 3. 5	2.2	無 職	
総 務 課 長			西 口 義 充	71	2. 9. 25 6. 9. 26	6.8	土 木 建 築 業	
税 務 課 長			岩 永 宏 介	71	1. 5. 10 5. 4. 29	3.11	無 職	
総 務 課 長			増 岡 司	73	5. 3. 11 9. 2. 28	0.2	無 職	
県 職 員			中 村 健 二	74	1. 5. 14 5. 4. 29	4.0	賃 貸 業	
県 職 員			森 田 精 子	70	5. 3. 1 9. 2. 28	4.2	無 職	
会 計 係 長			中 村 五 彦	64	3.11. 5 7.10.31	1.6	農 林 業	
郵 政 局			上 田 健 一	77	3.11. 8 7.11. 5	1.6	農 林 業	
総 務 課 長			長 口 隆	69	4. 4. 6 8. 3. 31	1.1	農 林 業	
振 興 課 長			村 上 義 廣	70	1. 5. 12 5. 4. 30	8.0	無 職	

1. 監査委員調

郡名	町 村 名	識 見				職 業
		氏 名	年 齢	現 任 期	在職年月数	
球磨郡	錦 町	古 里 道 明	72	1. 8. 5 5. 8. 4	11.9	農 林 業
	あさぎり町	園 田 孝 幸	64	1. 7.17 5. 6.30	3.10	税 理 士
	多良木町	山 崎 信 治	63	2.12.25 6.12.24	2.5	税 理 士
	湯 前 町	堀 江 尚 司	69	2.12. 1 6.11.30	2.5	税 理 士
	水 上 村	九 万 田 勝 志	57	1. 8.21 5. 8.20	3.9	税 理 士
	相 良 村	渡 邊 法 光	68	1. 6.15 5. 6.14	7.11	農 林 業
	五 木 村	牛 草 敏 憲	74	3. 5. 8 7. 5. 7	9.11	税 理 士
	山 江 村	豊 永 知 満	66	4. 9. 9 8. 9. 8	0.8	農 林 業
	球 磨 村	日 隠 啓 一	71	1. 9.28 5. 9.27	3.8	農 林 業
天草郡	苓 北 町	登 本 玄 一	76	2. 4. 1 6. 3.31	11.1	無 職

(注)

- 1 年齢は、令和5年4月1日現在の満年齢を回答。
- 2 在職年数は、監査委員としての在職年数(通算)を回答。(令和5年4月1日も1か月在職として算入)
- 3 職業別分類は、右の分類表の区分により回答。
- 4 公務員歴には、監査委員に就任する以前に一般職、特別職に就いていた場合の最終職名を回答。兼任していた場合は、主たる職を回答。
- 5 4月1日現在欠員の場合は、在職年数欄に「4/1現在欠員」と回答し、その他の欄は4月1日以降の新任者についてすべて回答。

(令和5年4月1日現在)

			議 選					
公 務 員 歴	常 勤	2名以上選任	氏 名	年 齢	現 任 期	在職年月数	職 業	選任しない
総務課長			上 村 辰 夫	70	31. 4. 26 5. 4. 20	4.1	農 林 業	
税 務 署			加 賀 山 瑞 津 子	61	2. 5. 8 6. 4. 30	3.0	無 職	
税 務 署			坂 口 幸 法	62	1. 5. 13 5. 4. 30	4.0	商 業	
			吉 田 精 二	63	2. 12. 1 6. 11. 25	2.5	行 政 書 士	
税 務 署			山 崎 隆 浩	53	1. 5. 10 5. 4. 30	4.0	商 業	
保健福祉課長			小 善 満 子	83	3. 5. 11 7. 4. 30	6.0	無 職	
税 務 署			田 山 淳 志	71	3. 8. 10 7. 8. 3	1.9	会 社 役 員	
総務課長			西 孝 恒	74	1. 5. 8 5. 4. 29	4.0	農 林 業	
住民福祉課長			板 崎 壽 一	73	4. 5. 5 8. 5. 4	1.0	無 職	
郵便局長			廣 田 幸 英	68	5. 2. 7 9. 2. 4	0.3	水 産 業	

◎職業別分類表

職業別分類はおおむね次の区分により回答。

- 農林業・・・農業、林業、狩猟業等
○水産業・・・漁業、水産養殖業等
○商業・・・各種卸小売業、飲食店業、金融・保険業、不動産業等
○工業・・・各種製造業、出版・印刷業等
○土木建築業・・・各種土木建設、設備工事等
○鉱業・・・石炭・亜鉛・金属等各種鉱業、採石・じゃり採取業等
○サービス業・・・旅館、理容、浴場、各種娯楽施設、各種修理業等
○運輸通信業等・・・各種運送業、倉庫業等
※以上の8業種は、個人自営の場合について回答。
○会社役職員・・・会社役員、会社勤務者(会社の業種にかかわらず)
○団体役職員・・・政党・経済団体(農協、漁協等)文化団体等の役員、職員等
○弁護士
○公認会計士
○税理士
○無職
※以上の各業種に当てはまらない業種、分類不能の業種については具体的に職業名を回答。

2. 監査委員補助職員調

(令和5年4月1日現在)

郡名	町 村 名	職員定数 (条例)		氏 名	在職 期間	専 任	兼 任				事務局設置			事務局の 共同設置
		専任	兼任				専任 職名	所 属 課 名	給与を 監査委員費 に計上(名)	給与を 他の費目に 計上(名)	条例	規程	その他	
下益城郡	美 里 町		2	立 道 誠	1.1		局 長	議会事務局		2				
				野 田 ま や	2.1		主 事	議会事務局						
玉名郡	玉 東 町	1		高 瀬 伸 一	1.9		局 長	議会事務局		1				
	和 水 町		2	有 働 和 明	2.1		局 長	議会事務局		2				
				鴨 川 奈 々	1.1		主 事	議会事務局						
				松 尾 憲 成	1.1	会計年度 任用職員								
	南 関 町		1	福 山 光 明	0.1		局 長	議会事務局		1				
	長 洲 町	2		嶋 村 理 子	6.1	局 長					○			
菊池郡	大 津 町	1		荒 木 啓 一	2.3		局 長	議会事務局		2				
				田 上 雄 一	1.1	書 記								
				飯 塚 彩 菜	0.1	書 記	議会事務局							
	菊 陽 町	1		高 木 定 伸	0.11		局 長 補 佐	議会事務局		2				
				吉 本 香 奈	3.1		書 記	議会事務局						
阿蘇郡	南小国町	2		北 里 能 蔵	1.1		局 長	議会事務局		2				
				室 原 明 子	6.1	会計年度 任用職員		議会事務局						
	小 国 町	2		橋 本 弘 二	0.1		局 長	議会事務局		2	○			
				中 島 こ ず 恵	5.4		係 長	議会事務局						
	産 山 村	1		佐 伯 博 也	4.1		局 長	議会事務局		1				
	高 森 町	2		緒 方 久 哉	0.1		局 長	議会事務局		2	○			
				篠 田 江 吏 子	1.1		係 長	議会事務局						
	南阿蘇村	3		桐 原 恵	1.1		局 長	議会事務局		3	○			
				佐 藤 桂 輔	2.1		主 幹	議会事務局						
				後 藤 恵	0.1	会計年度 任用職員		議会事務局						
	西 原 村	2		堀 田 隆 二	0.1		局 長	議会事務局		2				
				灰 瀬 聖 奈	0.1		書 記	議会事務局						

2. 監査委員補助職員調

(令和5年4月1日現在)

郡名	町 村 名	職員定数 (条例)		氏 名	在職 期間	専 任	兼 任				事務局設置			
		専任	兼任				専任 職 名	所 属 課 名	給与を 監査委員費 に計上(名)	給与を 他の費目に 計上(名)	条例	規程	その他	事務局の 共同設置
上 益 城 郡	御 船 町			安 田 哲 也	3.7		局 長	議会事務局		3				
				山 下 史 紘	0.1		次 長	議会事務局						
				民 永 美 由 紀	1.1		主 査	議会事務局						
	嘉 島 町		2	石 坂 英 一	0.1		局 長	議会事務局		1				
	益 城 町	1		遠 山 伸 也	0.1		局 長	議会事務局		1				
				千 代 田 卓	0.1	書 記								
	甲 佐 町			北 畑 公 孝	3.1		局 長	議会事務局		2				
				後 藤 理 恵 子	2.1		書 記	議会事務局						
	山 都 町	1		嶋 田 浩 幸	1.1		局 長	議会事務局		1				
				高 森 智 子	0.1	主 査								
八代郡	氷 川 町		2	山 本 昭 義	1.1		局 長	議会事務局		2				
				川 野 瑠 美	1.1		書 記	議会事務局						
葦 北 郡	芦 北 町		1	窪 田 和 彦	2.1		局 長	議会事務局		3	○			
				鎌 田 富 士 夫	0.1		次 長	議会事務局						
				森 下 み ゆ き	0.1		書 記	議会事務局						
	津奈木町		1	山 下 浩 一	3.1		局 長	議会事務局		1				
球 磨 郡	錦 町		2	蓑 田 和 也	1.1		局 長	議会事務局		2	○			
				山 本 幸 子	3.1		書 記	議会事務局						
	あさぎり町		3	山 本 祐 二	2.1		局 長	議会事務局		3				
				早 川 幹	0.1	課長補佐	議会事務局							
				豊 永 亜 紀	1.1	主 幹	議会事務局							
	多良木町		3	金 子 め ぐ み	0.1		係 長	議会事務局	1					
	湯 前 町		2	赤 池 昌 信	1.1		局 長	議会事務局		2				
				中 山 政 人	0.1		係 長	議会事務局						
	水 上 村		1	加 藤 康	3.0		局 長	議会事務局		1				
	相 良 村		1	和 田 耕	3.1		局 長	議会事務局	1	1	○			
				高 山 沙 織	2.2		書 記	議会事務局						
	五 木 村		1	土 肥 整 二	3.1		局 長	議会事務局		1				
	山 江 村	1		山 口 明	2.1		局 長	議会事務局		1				
球 磨 村		1	假 屋 昌 子	0.1		書 記	議会事務局		1					
天 草 郡	苓 北 町		2	松 本 康 秀	0.1		局 長	議会事務局		2	○			
				田 中 め ぐ み	4.1		書 記	議会事務局						
合 計		7 町村	22 町村	57人		5 町村	30 町村	議会事務局 30町村 52人	2 町村	29 町村	8 町村	0 町村	0 町村	0 町村
		8 人	39 人			5 人	52 人		2 人	50 人				

3. 監査委員費調 (令和5年度当初予算)

郡名	町村名	報酬	職員給与費 (給料、 職員手当等、 共済費の合計)	旅費	需用費	役務費	使用料 及び 賃借料
下城 益郡	美里町	466	51	360	10	4	5
玉 名 郡	玉東町	576		323	20	1	3
	和水町	1,437		421	15		
	南関町	936		283	6		
	長洲町	1,642	7,992	370	53		
菊 池 郡	大津町	1,151	8,259	543	95		
	菊陽町	767	39	540	33		
阿 蘇 郡	南小国町	560		455	222		
	小国町	530		517	50	3	25
	産山村	360		300	40		
	高森町	661		303	199		3
	南阿蘇村	530		431	64		23
	西原村	395		459	30	20	5
上 益 城 郡	御船町	1,133		381	346		4
	嘉島町	792		564	19		
	益城町	1,176	6,705	686	69		
	甲佐町	733		404	30		
	山都町	1,134	8,000	553	30		10
八代 郡	氷川町	758		373	10		
葦 北 郡	芦北町	766		405	23		4
	津奈木町	592		348	5		3
球 磨 郡	錦町	675		464	20		
	あさぎり町	1,217	29	519	45		
	多良木町	1,188	7,659	555	74		3
	湯前町	613		712	56		3
	水上村	534		608	101		47
	相良村	767	6,734	355			
	五木村	720		440	358	30	4
	山江村	609		381	96		21
	球磨村	457		316	10		
天 草 郡	苓北町	626		508	54	2	
町村数		31	9	31	30	6	15
合計		24,501	45,468	13,877	2,183	60	163
平均		790.4	5,052.0	447.6	72.8	10.0	10.9

(単位 : 千円)

備 品 購 入 費	負担金・補助 及 交 付 金	そ の 他	具 体 名	計 (A)	令和4年度 最終予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	町 村 名
	60			956	939	17	美 里 町
	127			1,050	1,045	5	玉 東 町
	127			2,000	1,936	64	和 水 町
	127			1,352	1,196	156	南 関 町
	122			10,179	10,133	46	長 洲 町
	60			10,108	9,442	666	大 津 町
	52			1,431	1,311	120	菊 陽 町
	102			1,339	958	381	南小国町
	262			1,387	1,360	27	小 国 町
	110			810	802	8	産 山 村
	110			1,276	599	677	高 森 町
	110			1,158	1,127	31	南阿蘇村
	110			1,019	880	139	西 原 村
	164			2,028	1,910	118	御 船 町
	73			1,448	1,468	△ 20	嘉 島 町
	81			8,717	8,844	△ 127	益 城 町
	73			1,240	1,195	45	甲 佐 町
	81			9,808	9,968	△ 160	山 都 町
	80			1,221	1,094	127	氷 川 町
	52			1,250	1,211	39	芦 北 町
	60			1,008	1,206	△ 198	津奈木町
	109			1,268	754	514	錦 町
	52			1,862	1,190	672	あさぎり町
	103			9,582	10,562	△ 980	多良木町
	60			1,444	1,527	△ 83	湯 前 町
	62			1,352	1,052	300	水 上 村
	92			7,948	7,428	520	相 良 村
	70			1,622	987	635	五 木 村
	52			1,159	1,037	122	山 江 村
	60			843	835	8	球 磨 村
	81			1,271	1,223	48	苓 北 町
0	31		0	31	31	31	町 村 数
0	2,884		0	89,136	85,219	3,917	合 計
-	93.0		-	2,875.4	2,749.0	126	平 均

4. 監査委員報酬・費用弁償調 (令和5年度当初予算)

郡名	町村名	報 酬			代 表		
		議 選			議 選		
		年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額
下益城郡	美里町	270,000			196,000		
玉名郡	玉東町		(4時間未満の場合は半額)	7,500		(4時間未満の場合は半額)	6,900
	和水町			7,500			6,900
	南関町			7,500			6,900
	長洲町			7,500			6,900
菊池郡	大津町			7,100			7,100
	菊陽町			7,100			7,100
阿蘇郡	南小国町			6,000			5,200
	小国町	300,000			230,000		
	産山村	200,000			160,000		
	高森町			6,400	213,000		
	南阿蘇村	300,000			230,000		
	西原村	230,000			165,000		
上益城郡	御船町			7,300			7,100
	嘉島町			6,600			6,600
	益城町			7,400			7,100
	甲佐町			7,000			6,800

(単位：円)

費			用			弁			償		
町 村 内			町 村 外 (県 内)			町 村 外 (県 外)					
車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料
	1日2,100 半日1,050		37/km 他実費	1日2,400 半日1,200 (半日は往復20km の地域)	11,800	37/km 他実費	1日2,400 半日1,200	甲 13,100 乙 11,800			
	1,100		37/km または実費	2,200	9,800	37/km または実費	2,200	甲10,900 乙 9,800			
	1,000		37/km	2,200 (荒尾玉名地域 及び山鹿地域は 定額の1/2)	9,800	37/km	2,200	甲 10,900 乙 9,200			
37/km	600		37/km	1,800		37/km	1,800	甲 11,100 乙 10,000			
	500		37/km	管内 1,100 管外 2,200	9,800	37/km	甲 3,000 乙 2,200	甲 10,900 乙 9,800			
	2,200		37円/km または実費	2,200	10,900	37円/km または実費	2,200	10,900			
	2,200		37円/km	2,200	10,900	37円/km	2,200	10,900			
	1,000		35/km	1,000	10,000	35/km	1,000	12,000			
30/km	2,000	10,000	30/km	2,000 (国民の祝日に関 する法律(昭和23 年法律第178号) に規定する休日並 びに土曜日、日曜 日並びに1月2日、 3日、12月29日、 30日及び31日に、 熊本市以遠の地に 日帰り出張をする 場合の日当は、 10割増とする。)	10,000	30/km	2,000 (九州以外 (沖縄県を除く)に 航空機を利用する場 合に支給。 国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律 第178号)に規定する 休日並びに土曜日、 日曜日並びに1月2 日、3日、12月29日、 30日及び31日に、日 帰り出張をする場 合の日当は、 10割増とする。)	12,000			
30/km	1,000		30/km	1,000	10,000 (大分県竹田市は、 県内とみなす)	30円/km	1,000	12,000 (大分県竹田市は、 県内とみなす)			
			37/km	1,000 (阿蘇都市全域、 大津町、山都町は 支給なし)	11,000	実費	2,600 (大分県竹田市、宮崎県 高千穂町及び五ヶ瀬町は 支給なし)	12,000			
	2,000		30/km	2,000	10,000	30/km (航空券運賃の算出 はバック料金から 8,000円を控除した 額とみなす)	2,500	12,000			
	2,200		37/km または実費	2,200	11,000	37/km または実費	2,200	12,000			
37/km			37/km	1,900 (宿泊を伴う場合 のみ支給)	12,000	37/km	1,900 (宿泊を伴う場合 のみ支給)	甲 13,000 乙 12,000			
	2,200		37/km	2,200	13,000	37/km	2,200	甲 14,000 乙 13,000			
	2,200		37/km	2,200	12,000	条例による	2,200	甲 13,000 乙 12,000			
	1,500		37/km または実費	1,500	12,000	37/km または実費	1,500	甲13,000 乙12,000			

4. 監査委員報酬・費用弁償調 (令和5年度当初予算)

郡名	町村名	報 酬			代 表		
		議 選			議 選		
		年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額
上益城郡	山都町			7,000			6,900
八代郡	氷川町			7,800			6,300
葦北郡	芦北町			7,900			6,100
	津奈木町			8,800			6,000
球磨郡	錦町			6,800			5,800
	あさぎり町			12,000			5,800
	多良木町			12,000			6,000
	湯前町			12,000			5,300
	水上村			12,000			5,800
	相良村			7,000			5,400
	五木村			12,000			6,000
	山江村			10,000			5,800
	球磨村			7,000			6,000
天草郡	苓北町		(半日4,500)	8,400		(半日4,000)	7,400
町村数		5町村		26町村	6町村		25町村
平均		260,000		8,292	199,000		6,368
最高		300,000		12,000	230,000		7,400
最低		200,000		6,000	160,000		5,200

(単位：円)

費 用 弁 償								
町 村 内			町 村 外 (県 内)			町 村 外 (県 外)		
車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料
37円/km (片道2km以上 で支給)	1,100		37/km	2,200 (上益城郡内、 美里町、高森町 は1,100)	12,000	37/km	2,200 (宮崎県 五ヶ瀬町は1,100)	甲 13,000 乙 12,000
	950		37/km	1,150		37/km	2,300	甲 11,900 乙 10,800
37/km	500		37/km	1,100	11,800	37/km	2,200	甲 13,100 乙 11,800
(公用車使用の場合 1,000円支給)	500		37/km (公用車使用の場合 1,000円支給)	2,000	10,900	37/km (公用車使用の場合 1,000円支給)	2,000	10,900
37/km	1,000 (4時間以内500 円)		37/km	1,000 (4時間以内500 円)	10,000	37/km	1,000 (4時間以内500円)	13,000
37/km	1,100		37/km	2,200	10,000 (政令指定都市 13,000円)	37/km	2,200	12,000 (東京都及び 政令指定都市 13,000円)
37/km	1,500	7,000	37/km	1,500	12,000	37/km	九州 1,500 九州外 2,000	九州 13,000 九州外 14,000
	1,600		実費 (球磨地域 振興局管外は 1,500円、 熊本市は 3,000円を 加算)	1,600 (宿泊を伴う 場合は 1日当たり 2,000円 を加算)	実費 (10,000円を 上限とする)	実費 (県庁所在地 3,000円 東京都及び 政令指定都市 5,000円 を加算)	1,600 (宿泊を伴う 場合は 1日当たり 2,000円 を加算)	実費 (東京都及び 政令指定都市 14,000円を 上限とする その他 12,000円を 上限とする)
実費	1,700	実費	実費	1,800	10,000	実費	1,800	12,000 (東京都は 14,000円)
	1,200	5,000	20/km または実費(球磨 郡、人吉市を除 く)	1,200	10,000	20/km または実費(球磨 郡、人吉市を除 く)	1,200	12,000
			30/km または実費 (原則公用車 使用)	1,500～ 2,100	10,000	30/km または実費 (原則公用車 使用)	2,500～ 3,100	12,000
	1,700		30/km	2,000	11,000	30/km	2,200	13,000
37/km	1,000	6,000	37/km	1,000	10,000	37/km	1,000	12,000
	1,000		37/km	2,000	10,300	37/km	2,000	甲 11,500 乙 10,300

5. 令和4年度監査所要日数調（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（1） 監査所要日数総括表

郡 名	町村名	一 般 監 査								出 納 検 査				特 別 監 査									
		定期監査		随時監査		財政的 援助団体等		行政監査		例 月		随 時		直接請求		議会請求		請願措置		長の要求		共同設置 機 関	
		回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数
下 益 城 郡	美 里 町	1	12			1	1			12	12												
玉 名 郡	玉 東 町	1	11			1	1			12	12												
	和 水 町	1	12			1	3	1	12	12	24												
	南 関 町	2	22			1	2			12	14												
	長 洲 町	2	31			1	2			12	36												
菊 池 郡	大 津 町	1	20			1	3			12	14												
	菊 陽 町	1	16							12	13												
阿 蘇 郡	南小国町	1	10	1	16	1	3			12	12												
	小 国 町	1	7			1	4			13	13												
	産 山 村	1	1			1	1			12	12	1	1										
	高 森 町	3	7			1	1			12	12												
	南阿蘇村	1	3					1	1	12	12												
	西 原 村	1	6	1	1					12	12												
上 益 城 郡	御 船 町	1	9					1	9	12	27												
	嘉 島 町	1	8	1	4	1	1			12	12												
	益 城 町	1	8					1	8	12	26												
	甲 佐 町	1	6							12	23												
	山 都 町	1	15			1	2			12	24												
八 代 郡	氷 川 町	1	6	1	5	1	4	1	6	12	12												

決 算 査		財政健全化法による審査		指定金融機関		基金運用状況		住民請求		職員の賠償責任		そ の 他			合 計			町村名
件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	具 体 名	回数	件数	日数	
8	11	8	1			1	1								14	17	38	美里町
8	4	8	3			14	1								14	30	32	玉東町
11	6	6	6			19	1	1	6						15	37	70	和水町
7	8	7	2			1	1								15	15	49	南関町
6	8	6	2			11	1					2	2	協議会の要求による監査等	15	25	82	長洲町
8	15	8	1			1	1								14	17	54	大津町
7	14	7	1			1	1	1	6						13	16	51	菊陽町
8	6	5	1			18	12								15	31	60	南小国町
9	9	8	1			2	1								15	19	35	小国町
7	5	7	1			14	5								15	28	26	産山村
7	1	7	1			16	2								16	30	24	高森町
8	6	4	1					1	6						14	13	29	南阿蘇村
6	6	6	1			4	13	2	11						14	18	50	西原村
8	10	8	1			1	1					1	1	義援金監査	14	18	58	御船町
7	19	7	1			1	1								15	15	46	嘉島町
6	8	6	1			13	1	1	7						14	26	59	益城町
5	8	5	1					1	4						13	11	42	甲佐町
8	10	8	1			14	1			2	3				14	32	56	山都町
6	6	1	1			12	1								16	19	41	氷川町

5. 令和4年度監査所要日数調（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（1） 監査所要日数総括表

郡 名	町村名	一 般 監 査								出 納 検 査				特 別 監 査									
		定期監査		随時監査		財政的 援助団体等		行政監査		例 月		随 時		直接請求		議会請求		請願措置		長の要求		共同設置 機 関	
		回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	回 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数
葦 北 郡	芦 北 町	1	23			1	3			12	12												
	津奈木町	1	6							12	12												
球 磨 郡	錦 町	1	2	3	3	1	1			12	19												
	あさぎり町	1	11							12	24					1	9						
	多良木町	1	7			2	4			12	24												
	湯 前 町	1	5			2	2			12	14												
	水 上 村	1	4							12	12												
	相 良 村	1	5	1	2	1	1			12	24												
	五 木 村	1	1							12	12												
	山 江 村	1	3							12	16												
	球 磨 村	1	4	1	2	1	1			12	12												
天 草 郡	苓 北 町	1	5	1	1					12	12												
町 村 数		31	31	8	8	19	19	5	5	31	31	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
平 均		1.1	9.2	1.3	4.3	1.1	2.1	1.0	7.2	12.0	16.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最多・最長		3	31	3	16	2	4	1	12	13	36	1	1	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0
最少・最短		1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	1	1	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0

（注）

- 1 各項目を同時に行った場合でも、所要日数をそれぞれの項目に回答。
- 2 各項目の監査所要日数は1日以上として回答。（例えば、監査を半日行った場合でも1日とする。）
- 3 定期監査の回数は、実施時期の回数ではなく、監査対象を全て行った場合を1回とする。
- 4 財政的援助団体等の監査の回数は、団体や事業の数ではなく実施時期の回数を回答。
- 5 随時検査は、制度としてはないが、実際に行った場合、回答。

決算審査		財政健全化法による審査		指定金融機関		基金運用状況		住民請求		職員の賠償責任		その他			合計			町村名
件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	具体名	回数	件数	日数	
10	7	10	1			1	1								14	21	47	芦北町
7	9	7	1			1	1								13	15	29	津奈木町
6	9	3	2			3	2								17	12	38	錦町
8	10	2	1			14	1					1	1	決算審査講評	13	26	57	あさぎり町
8	9	8	1			3	1								15	19	46	多良木町
6	4	3	1			1	1								15	10	27	湯前町
9	4	9	1			20	1								13	38	22	水上村
6	10	3	1			12	1								15	21	44	相良村
10	9	3	1			16	2								13	29	25	五木村
7	8	1	1			1	1								13	9	29	山江村
5	6	2	1			14	1								15	21	27	球磨村
11	4	6	1			19	1					1	1	苓北町給食会計特別監査	14	37	25	苓北町
31	31	31	31	0	0	29	29	6	6	1	1	4	4		31	31	31	町村数
7.5	8.0	5.8	1.3	-	-	8.6	2.0	1.2	6.7	-	-	1.3	1.3		14.4	21.8	42.5	平均
11	19	10	6	0	0	20	13	2	11	2	3	2	2		17	38	82	最多・最長
5	1	1	1	0	0	1	1	1	4	2	3	1	1		13	9	22	最小・最短

6 決算審査の件数は、審査した決算の合計件数を回答。

7 財政健全化法による審査の件数は、審査した会計の数を回答。

(2) 実施していない理由（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

定期監査、財政健全化法による審査等、例月出納検査、決算審査、基金運用状況審査について該当町村なし。

(3) 監査所要日数詳解(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

郡 名	町 村 名	例 月 出 納 検 査							定 期			
		年 間 総 日 数	月 平 均 日 数	最 長 月 日 数	証 拠 書 類 の 検 査	調 書 の 様 式		無	年 間 総 日 数	実 施 要 領		実 施
						(様式の決定者)				1ヶ月 集中	2ヶ月 以上分散	
						監査委員	会計管理者					
下 益 城 郡	美 里 町	12	1.0	1	○		○		12		○	○
玉 名 郡	玉 東 町	12	1.0	1	○		○		11	○		○
	和 水 町	24	2.0	2	○	○			12		○	○
	南 関 町	14	1.2	2	○		○		22		○	○
	長 洲 町	36	3.0	3	○	○			31		○	○
菊 池 郡	大 津 町	14	1.2	2	○	○			20		○	○
	菊 陽 町	13	1.1	2	○		○		16	○		
阿 蘇 郡	南小国町	12	1.0	1	○		○		10	○		○
	小 国 町	13	1.1	2	○	○			7	○		○
	産 山 村	12	1.0	1	○		○		1	○		○
	高 森 町	12	1.0	1	○	○			7		○	○
	南阿蘇村	12	1.0	1	○		○		3	○		○
	西 原 村	12	1.0	1	○		○		6	○		○
上 益 城 郡	御 船 町	27	2.3	4	○	○			9	○		○
	嘉 島 町	12	1.0	1	○	○			8	○		○
	益 城 町	26	2.2	3	○		○		8		○	○

監 査			決 算 審 査				財政的援助団体等の監査			町 村 名	
結 果	調 書 の 様 式		一般・特別会計		企 業 会 計		回 数	件 数	日 数		
部課一部 のみ実施	(様式の決定者)		件 数	日 数	件 数	日 数					
	監査委員	会計管理者									
		○		8	11			1	1	1	美 里 町
	○			8	4			1	5	1	玉 東 町
	○			10	5	1	1	1	1	3	和 水 町
	○			7	8			1	5	2	南 関 町
	○			4	4	2	5	1	5	2	長 洲 町
	○			5	14	3	1	1	7	3	大 津 町
○	○			6	13	1	1				菊 陽 町
	○			8	6			1	13	3	南小国町
	○			8	8	1	1	1	9	4	小 国 町
	○			7	1			1	1	1	産 山 村
	○			7	1			1	4	1	高 森 町
	○			7	5	1	1				南阿蘇村
	○			5	5	1	1				西 原 村
	○			7	9	1	1				御 船 町
	○			6	17	1	2	1	2	1	嘉 島 町
	○			4	7	2	1				益 城 町

(3) 監査所要日数詳解(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

郡 名	町 村 名	例 月 出 納 検 査							定 期				
		年 間 総 日 数	月 平 均 日 数	最 長 月 日 数	証 拠 書 類 の 検 査	調 書 の 様 式		無	年 間 総 日 数	実 施 要 領		実 施	
						(様式の決定者)				1ヶ月 集中	2ヶ月 以上分散		部課全部 実施
						監査委員	会計管理者						
上 益 城 郡	甲 佐 町	23	1.9	2	○	○			6	○		○	
	山 都 町	24	2.0	2	○		○		15		○	○	
八 代 郡	氷 川 町	12	1.0	1	○		○		6	○		○	
葦 北 郡	芦 北 町	12	1.0	1	○	○			23		○	○	
	津奈木町	12	1.0	1	○		○		6	○		○	
球 磨 郡	錦 町	19	1.6	2	○		○		2	○		○	
	あさぎり町	24	2.0	2	○		○		11	○			
	多良木町	24	2.0	2	○		○		7	○		○	
	湯 前 町	14	1.2	2	○			○	5	○		○	
	水 上 村	12	1.0	1	○		○		4	○		○	
	相 良 村	24	2.0	2	○		○		5	○		○	
	五 木 村	12	1.0	1	○		○		1	○			
	山 江 村	16	1.3	2	○		○		3	○		○	
	球 磨 村	12	1.0	1	○	○			4	○		○	
天 草 郡	苓 北 町	12	1.0	1	○	○			5	○		○	
町 村 数		31	31	31	31	11	19	1	31	22	9	28	
平 均		16.6	1.4	1.6					9.2				
最多・最長		36	3.0	4					31				
最少・最短		12	1.0	1					1				

監 査				決 算 審 査				財政的援助団体等の監査			町 村 名
結 果	調 書 の 様 式			一般・特別会計		企 業 会 計		回 数	件 数	日 数	
部課一部 のみ実施	(様式の決定者)		無	件 数	日 数	件 数	日 数				
	監査委員	会計管理者									
	○			4	7	1	1				甲 佐 町
	○			6	9	2	1	1	3	2	山 都 町
	○			6	61			1	1	4	氷 川 町
	○			9	7	1	1	1	7	3	芦 北 町
	○			7	9						津奈木町
			○	5	8	1	1	1	3	1	錦 町
○	○			6	9	2	1				あさぎり町
	○			7	8	1	1	2	9	4	多良木町
	○			5	3	1	1	2	39	2	湯 前 町
	○			9	4						水 上 村
	○			6	10			1	3	1	相 良 村
○			○	8	8	2	1				五 木 村
	○			7	8						山 江 村
	○			5	6			1	5	1	球 磨 村
	○			11	4						苓 北 町
3	28	1	2	31	31	18	18	19	19	19	町 村 数
				6.7	9.0	1.4	1.3	1.1	6.5	2.1	平 均
				11	61	3	5	2	39	4	最多・最長
				4	1	1	1	1	1	1	最小・最短

6. 監査委員活動日数調（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：日）

郡 名	町 村 名	監査所要 日数		庶務処理 等 登庁日数		議会出席				視察 研修会		公共団体 等への 会合出席		そ の 他			合計	
		代表	議選	代表	議選	本 会 議		委 員 会		代表	議選	代表	議選	代表	議選	具 体 名	代表	議選
						代表	議選	代表	議選									
下 益 城 郡	美 里 町	38	38	2	2					7	4			1	1	佐俣の湯	48	45
玉 名 郡	玉 東 町	33	31	22		1				4	4	2	2				62	37
	和 水 町	35	35			1				2	2	5	4	6	6	住民監査請求	49	47
	南 関 町	49	49	7	7							4	4				60	60
	長 洲 町	76	74	12	11	15				5	4	5	3	1		郡協議会監査	114	92
菊 池 郡	大 津 町	53	53	1	1	1				4	4						59	58
	菊 陽 町	48	48			1				3	4						52	52
阿 蘇 郡	南小国町	46	44	2	2	1				4	4			2	2	阿蘇郡総会	55	52
	小 国 町	35	33	3	2	1				5	5	2	2				46	42
	産 山 村	18	18			1				4	4						23	22
	高 森 町	10	18			1	1			2	2	2	1				15	22
	南阿蘇村	26	26			1		1	1	3	3						31	30
	西 原 村	33	31	1	1	2				1	1			12	12	住民監査請求庶務処理等	49	45
上 益 城 郡	御 船 町	58	58	3	3	18				5	3	4	1				88	65
	嘉 島 町	42	25	36		10				1	2	3	4				92	31
	益 城 町	49	46	11	11	6				4	4	2	1				72	62
	甲 佐 町	41	39	5	4	7				9	6						62	49
	山 都 町	54	54	9	9	13				1	1	3	3				80	67
八 代 郡	氷 川 町	34	34	1	1	10				3	6	2					50	41

6. 監査委員活動日数調（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：日）

郡 名	町 村 名	監査所要 日数		庶務処理 等 登庁日数		議会出席				視察 研修会		公共団体 等への 会合出席		そ の 他			合計	
		代表	議選	代表	議選	本 会 議		委 員 会		代表	議選	代表	議選	代表	議選	具 体 名	代表	議選
						代表	議選	代表	議選									
葦 北 郡	芦 北 町	45	45							3	3	2	1				50	49
	津奈木町	27	27							5	5			2		理事会	34	32
球 磨 郡	錦 町	38	38	3	3	1				3	3	4					49	44
	あさぎり町	55	53			2	1			1	2			1	1	決算審査講評	59	57
	多良木町	46	46	2	2					5	5	9	3	6	6	監査講評、報告会	68	62
	湯 前 町	25	25							2	2			6	2	郡監査委員 協議会役員会	33	29
	水 上 村	20	20							3	3	6	2				29	25
	相 良 村	40	41	3	3	1				4	2						48	46
	五 木 村	25	24							3	3						28	27
	山 江 村	27	22			2				1	2						30	24
	球 磨 村	25	25			1				5	5						31	30
天 草 郡	苓 北 町	21	21	2	2	2		3	3	6	6	5	2	1	1	給食会計特別 監査	40	35
町 村 数		31	31	18	16	23	2	2	2	30	30	16	14	10	8	10	31	31
平 均		37.8	36.8	6.9	4.0	4.3	—	2.0	2.0	3.6	3.5	3.8	2.4	3.8	3.9	0.0	51.8	44.5
最 長		76	74	36	11	18	1	3	3	9	6	9	4	12	12	0	114	92
最 短		10	18	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	0	15	22

（注）

- 1 各項目を同時に行った場合も、所要日数をそれぞれの項目に回答。
- 2 議員選出監査委員の議会出席の本会議欄は、地方自治法第121条による説明員として出席した場合のみの日数を回答。委員会欄は、監査委員として出席要求があり、出席した日数を回答。
- 3 その他の欄は、各項目のほか広く監査委員としての用務を行った日数を回答。

7. 識見監査委員の各定例会本会議（令和4年度）への出席状況等調

郡名	町村名	議会から出席要求を受けて出席				出席要求は受けないが慣例により出席				議場内の監査委員席	
		6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	指定席	特になし
下城益郡	美里町										○
玉名郡	玉東町		○							○	
	和水町		○							○	
	南関町										○
	長洲町	○	○	○	○					○	
菊池郡	大津町		○							○	
	菊陽町		○								○
阿蘇郡	南小国町		○							○	
	小国町		○							○	
	産山村		○								○
	高森町			○						○	
	南阿蘇村		○								○
	西原村		○							○	
上益城郡	御船町	○	○	○	○					○	
	嘉島町	○	○	○	○					○	
	益城町		○		○					○	
	甲佐町		○		○					○	
	山都町	○	○	○	○					○	
八代郡	氷川町	○	○	○	○					○	
葦北郡	芦北町									○	
	津奈木町										○
球磨郡	錦町		○							○	
	あさぎり町		○							○	
	多良木町										○
	湯前町										○
	水上村									○	
	相良村		○							○	
	五木村										○
	山江村		○		○					○	
	球磨村		○								○
天草郡	苓北町		○	○						○	
合 計		5	22	7	8	0	0	0	0	21	10

8. 監査規程等制定の有無、監査年間計画作成等調

郡名	町村名	監査規程		処務規程		公印規程		専用事務室		令和5年度 監査計画		工事監査等 の外部委託		監査基準の 例規集への 掲載	
		有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
下城益郡	美里町		○		○	○			○	○			○		○
玉名郡	玉東町	○		○			○	○		○			○		○
	和水町	○		○		○		○		○			○	○	
	南関町	○		○		○		○		○			○		○
	長洲町	○		○		○		○		○			○		○
菊池郡	大津町		○	○		○			○	○			○	○	
	菊陽町	○		○		○		○		○			○		○
阿蘇郡	南小国町	○		○		○			○	○			○		○
	小国町	○		○		○		○		○			○		○
	産山村	○			○		○		○	○			○	○	
	高森町	○		○		○		○		○			○		○
	南阿蘇村	○		○		○			○	○			○		○
	西原村		○	○		○		○		○			○		○
上益城郡	御船町	○			○	○		○		○			○		○
	嘉島町	○		○		○		○		○			○		○
	益城町	○		○		○			○	○			○		○
	甲佐町	○			○	○		○		○			○	○	
	山都町	○			○	○		○		○			○		○
八代郡	氷川町		○	○		○		○		○			○	○	
韋北郡	芦北町		○		○	○		○		○			○	○	
	津奈木町	○			○	○		○		○			○		○
球磨郡	錦町	○			○		○		○	○			○	○	
	あさぎり町	○			○	○		○		○			○	○	
	多良木町		○		○		○	○		○			○		○
	湯前町		○	○		○			○	○			○	○	
	水上村		○		○	○		○		○			○		○
	相良村		○	○		○		○		○			○	○	
	五木村	○		○		○		○		○			○	○	
	山江村	○		○		○		○		○			○	○	
天草郡	球磨村		○		○		○		○	○			○		○
	苓北町	○		○		○		○		○			○	○	
合 計		21	10	19	12	26	5	22	9	31	0	0	31	13	18

(注) 工事監査等の外部委託は、地方自治法第252条の27による外部監査契約ではなく制度としてはないが、直接請求による監査、議会の要求による監査及び定期監査等を行うについて、監査の性質上、土木、建築等の専門的知識が必要な場合に当該工事の調査等を民間団体等に対し外部委託している場合該当。

監査基準制定方法				令和4年度監査計画の変更		勧告の実施の有無（法第199条第11項）			町 村 名
総務大臣が示す指針と同一の基準	総務大臣が示す指針を踏まえて変更した監査基準（変更箇所）	既存監査基準を監査基準として位置づけ	監査基準の策定無し（理由）	有	無	有		無	
						事 由	理 由		
○					○			○	美 里 町
○					○			○	玉 東 町
○					○			○	和 水 町
○					○			○	南 関 町
○					○			○	長 洲 町
○					○			○	大 津 町
○					○			○	菊 陽 町
○					○			○	南小国町
○					○			○	小 国 町
○					○			○	産 山 村
○					○			○	高 森 町
○					○			○	南阿蘇村
○					○			○	西 原 村
○					○			○	御 船 町
○					○			○	嘉 島 町
○					○			○	益 城 町
○					○			○	甲 佐 町
○					○			○	山 都 町
○					○			○	氷 川 町
○					○			○	芦 北 町
○					○			○	津奈木町
○					○			○	錦 町
○				定期監査については全課のヒアリングを行わず監査委員が指摘した事業について書類調査及び疑問点の質疑を行った。				○	あさぎり町
○					○			○	多良木町
○					○			○	湯 前 町
○					○			○	水 上 村
○					○			○	相 良 村
○					○			○	五 木 村
○					○			○	山 江 村
○					○			○	球 磨 村
○					○			○	苓 北 町
31	0	0	0	1	30	0		31	合 計

9. 議会・住民に対する監査結果の報告方法調

郡名	町村名	議 会 へ の 報 告											
		定 期				例 月				決 算			
		文書のみ	文 書 と 併 せ て 口 頭 報 告		その他	文書のみ	文 書 と 併 せ て 口 頭 報 告		その他	文書のみ	文 書 と 併 せ て 口 頭 報 告		その他
識 見	議 選		識 見	議 選			識 見	議 選					
下城益郡	美里町			○				○				○	
玉名郡	玉東町		○			○					○		
	和水町	○				○				○			
	南関町	○				○				○			
	長洲町	○				○				○			
菊池郡	大津町	○				○					○		
	菊陽町	○				○					○		
阿蘇郡	南小国町	○				○					○		
	小国町	○				○					○		
	産山村	○				○					○		
	高森町			○				○			○		
	南阿蘇村	○				○					○		
	西原村	○				○					○		
上益城郡	御船町		○			○					○		
	嘉島町	○				○					○		
	益城町	○				○					○		
	甲佐町	○				○					○		
	山都町	○				○					○		
八代郡	氷川町	○				○					○	○	
葦北郡	芦北町	○				○					○		
	津奈木町	○				○					○		
球磨郡	錦町	○				○					○		
	あさぎり町	○				○						○	○
	多良木町	○				○					○		
	湯前町	○				○					○		
	水上村	○				○						○	
	相良村	○				○						○	
	五木村			○				○					○
	山江村	○				○					○		
	球磨村	○						○				○	
大草郡	苓北町		○			○					○		
合 計		25	3	3	0	27	0	4	0	9	20	4	0

(複数回答)

住 民 へ の 報 告						町 村 名
有					無	
議会広報	町(村)広報	掲示板	ホームページ	その他		
		○				美 里 町
					○	玉 東 町
		○				和 水 町
		○				南 関 町
		○				長 洲 町
		○	○			大 津 町
	○	○	○			菊 陽 町
○						南小国町
		○				小 国 町
○						産 山 村
		○				高 森 町
○	○	○	○			南阿蘇村
○						西 原 村
		○	○	情報開示コーナー		御 船 町
		○				嘉 島 町
		○				益 城 町
		○				甲 佐 町
		○				山 都 町
		○				氷 川 町
		○				芦 北 町
		○				津奈木町
		○				錦 町
		○	○			あさぎり町
○		○	○			多良木町
		○				湯 前 町
					○	水 上 村
		○				相 良 村
○				ケーブルテレビ		五 木 村
○			○			山 江 村
○						球 磨 村
		○				苓 北 町
8	2	23	7	2	2	合 計

10. 議選監査委員の人選方法調

郡名	町村名	議 会 に 一 任	長と議会で相談	長限りで決めた
下城益郡	美里町	○		
玉名郡	玉東町	○		
	和水町	○		
	南関町	○		
	長洲町		○	
菊池郡	大津町	○		
	菊陽町	○		
阿蘇郡	南小国町	○		
	小国町	○		
	産山村	○		
	高森町		○	
	南阿蘇村	○		
	西原村		○	
上益城郡	御船町	○		
	嘉島町			○
	益城町	○		
	甲佐町	○		
	山都町			○
八代郡	氷川町	○		
葦北郡	芦北町		○	
	津奈木町		○	
球磨郡	錦町	○		
	あさぎり町	○		
	多良木町	○		
	湯前町	○		
	水上村	○		
	相良村	○		
	五木村	○		
	山江村	○		
	球磨村	○		
天草郡	苓北町	○		
合 計		24	5	2

(注) 監査委員の選任は長の権限であるが(地方自治法第196条第1項)、人選の具体的方法を回答。

11. 令和3年度一般会計歳入歳出決算審査の概況調

郡名	町村名	会計管理者が 決算を町村長に 提出した日 (A)	町村長が監査 委員に決算を 送付した日 (B)	(A) から (B) までの期間日 数 (→)	監 査 委 員 の 決 算 審 査			決算審査意見書 を町村長に提出 した日 (E)
					開 始 (C)	終 了 (D)	実質審査日数	
下益城郡	美里町	7月25日	7月25日	0	7月28日	8月22日	11	8月23日
玉名郡	玉東町	8月23日	8月24日	1	8月24日	8月31日	6	8月31日
	和水町	7月6日	7月19日	13	8月2日	8月10日	6	8月10日
	南関町	7月27日	7月29日	2	8月1日	8月10日	8	8月19日
	長洲町	6月24日	8月1日	38	8月8日	8月29日	7	8月30日
菊池郡	大津町	6月29日	7月8日	9	7月13日	8月25日	14	8月25日
	菊陽町	7月7日	7月7日	0	7月11日	8月8日	14	8月16日
阿蘇郡	南小国町	7月22日	7月29日	7	8月2日	8月29日	6	9月1日
	小国町	6月17日	6月20日	3	6月21日	7月13日	9	8月26日
	産山村	8月16日	8月19日	3	8月19日	9月1日	5	9月6日
	高森町	7月19日	7月22日	3	8月31日	8月31日	1	9月1日
	南阿蘇村	7月11日	7月11日	0	7月15日	7月26日	5	8月8日
	西原村	7月6日	7月12日	6	7月14日	7月28日	6	8月5日
上益城郡	御船町	7月29日	8月1日	3	8月1日	8月19日	10	8月29日
	嘉島町	7月15日	7月19日	4	7月20日	8月16日	8	8月18日
	益城町	7月5日	7月6日	1	7月6日	7月27日	8	8月4日
	甲佐町	7月11日	7月20日	9	7月20日	8月5日	8	8月17日
	山都町	7月6日	7月6日	0	7月14日	8月6日	9	9月2日
八代郡	氷川町	6月22日	6月27日	5	7月26日	8月3日	6	8月24日
葦北郡	芦北町	7月7日	7月12日	5	7月14日	7月26日	7	8月24日
	津奈木町	6月24日	6月24日	0	7月25日	8月5日	9	8月16日

11. 令和3年度一般会計歳入歳出決算審査の概況調

(B)から(C)までの所要日数 (→)	(B)から(E)までの所要日数 (⇒)	(B)から(E)まで条例で規定されている日数	意見書の作成要領			決算が上程された最初の 本会議	町村名	郡名
			監査委員 自身で作成	監査委員の指示 を受けてから 職員が作成	職員が作成し てから監査委員 が検討			
3	29	30		○		9月6日	美里町	下益城郡
0	7	30	○			9月13日	玉東町	玉名郡
14	22	30		○		9月5日	和水町	
3	21	30	○			9月5日	南関町	
7	29	30		○		9月12日	長洲町	
5	48	30		○		9月2日	大津町	菊池郡
4	40	30	○			9月2日	菊陽町	
4	34	30			○	9月14日	南小国町	阿蘇郡
1	67	△ 60		○		9月8日	小国町	
0	18	10		○		9月8日	産山村	
40	41	△ 30		○		9月8日	高森町	
4	28	30	○			9月9日	南阿蘇村	
2	24	30		○		9月7日	西原村	
0	28	△ 30		○		9月8日	御船町	上益城郡
1	30	30	○			9月2日	嘉島町	
0	29	30		○		9月5日	益城町	
0	28	30		○		9月9日	甲佐町	
8	58	60		○		9月8日	山都町	
29	58	30		○		9月8日	氷川町	八代郡
2	43	50			○	9月5日	芦北町	葦北郡
31	53	50	○			9月9日	津奈木町	

11. 令和3年度一般会計歳入歳出決算審査の概況調

郡名	町村名	会計管理者が 決算を町村長に 提出した日(A)	町村長が監査 委員に決算を 送付した日(B)	(A)から(B) までの期間日 数(→)	監査委員の決算審査			決算審査意見書 を町村長に提出 した日(E)
					開 始 (C)	終 了 (D)	実質審査日数	
球磨郡	錦 町	7月5日	7月6日	1	7月13日	8月16日	10	8月17日
	あさぎり町	6月29日	7月13日	14	7月14日	8月2日	10	8月26日
	多良木町	6月27日	7月1日	4	7月5日	7月25日	9	8月19日
	湯 前 町	7月13日	7月16日	3	7月19日	8月5日	4	8月17日
	水 上 村	7月21日	7月28日	7	8月3日	8月9日	4	8月23日
	相 良 村	7月20日	7月20日	0	7月22日	8月9日	10	8月18日
	五 木 村	7月19日	7月21日	2	7月21日	8月19日	9	8月19日
	山 江 村	7月1日	7月20日	19	7月25日	8月9日	8	8月17日
	球 磨 村	7月4日	7月4日	0	7月14日	8月1日	6	8月22日
天草郡	苓 北 町	6月28日	6月28日	0	7月8日	8月22日	4	8月30日
合 計 等		6月 8町村 7月21町村 8月 2町村	6月 4町村 7月23町村 8月 4町村	平均5.2日 最長38日 最短0日	6月 1町村 7月21町村 8月 9町村	7月 6町村 8月24町村 9月 1町村	平均7.6日 最長14日 最短1日	8月27町村 9月 4町村

(注)

- 委員の決算審査の開始とは初めて着手した日、終了とは委員が意見の最終決定をした日を指す。
- (B)から(E)まで条例で規定されている日数について、条例の規定に「ただし、審査が○日以内に完了しない場合には、その旨を町(村)長に通知し当該期間を延長することができる。」とある場合には△印を併記。
- 期間の日数の計算については、初日を算入しない。

11. 令和3年度一般会計歳入歳出決算審査の概況調

(B)から(C)までの所要日数 (→)	(B)から(E)までの所要日数 (⇒)	(B)から(E)まで条例で規定されている日数	意見書の作成要領			決算が上程された最初の 本会議	町村名	郡名
			監査委員 自身で作成	監査委員の指示 を受けてから 職員が作成	職員が作成し てから監査委員 が検討			
7	42	30	○			9月6日	錦町	球磨郡
1	44	45		○		9月6日	あさぎり町	
4	49	△ 50		○		9月6日	多良木町	
3	32	△ 30		○		9月8日	湯前町	
6	26	30		○		9月7日	水上村	
2	29	30		○		9月9日	相良村	
0	29	30		○		9月7日	五木村	
5	28	30	○			9月7日	山江村	
10	49	30		○		9月6日	球磨村	
10	63	規定なし		○		9月7日	苓北町	天草郡
平均6.6日 最長40日 最短0日	平均36.3日 最長67日 最短7日	10日 1 30日 20 △30日 3 60日 1 △60日 1 45日 1 50日 2 △50日 1 なし 1	8町村	21町村	2町村	9月31町村	合 計 等	

12. 令和3年度一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町村名	相手方	資 料 名
下 益 城 郡	美里町	町長 議長 教育長 農委会長	資料1：請負・委託工事に関する調書（1件100万円以上のみ） 資料2：業務委託に関する調書（1件100万円以上のみ） 資料3：職員数調書 資料4：指定管理者施設の収支状況 資料5：各種団体等会計通帳調 資料6：AED設置に関する調査票、各種被保険者及び給付費等調書、上下水道加入状況等調書、町営住宅使用料内訳書、宅地及び販売調書、一時借入金調書、基金繰替運用調書、年度末における起債残高に関する調書、入札状況調査、防災行政無線使用料調書、奨学金貸付状況調書
玉 名 郡	玉東町		特になし
	和水町	町長	決算統計資料 財政分析指標 公営企業に対する操出し状況 繰越額 募金の状況
	南関町	町長	滞納内訳書 不納欠損額調書
	長洲町	町長	決算カード 決算統計調査資料 自主依存財源年度別推移 町債の状況 繰越明許費の報告 不納欠損処分調書 滞納繰越状況 主要施策の成果（参考）
菊 池 郡	大津町	町長	決算統計資料 備品台帳 歳入調定簿 調定伝票 支出命令書 税収状況説明資料 不納欠損調書 歳入調定繰越調書 準公金管理総括表 貸付金滞納調書等
	菊陽町	町長 議長 教委 農委 選管	各種証憑 契約書 積算設計書・仕様書及び成果品（報告書等） 事務分掌表 備品台帳 施設台帳 財産台帳 時間外勤務一覧表 入札形式別発注件数調べ 繰越調書 業務委託の件数等調べ
阿 蘇 郡	南小国町	町長	財政分析指標 令和3年度施策の主要事業実施状況 町税現年度分収入状況（令和3年度分） 滞納繰越分収入状況（令和2年度以前） 税目別構成現年度分比較表 町税収入の推移 令和3年度基金運用状況 令和3年度預金利子調書

12. 令和3年度一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町 村 名	相 手 方	資 料 名
阿蘇郡	小 国 町	町長	工事請負契約調 委託業務契約調 補助金等交付調 収入未済額調 施設管理費調 物品等購入契約調
	産 山 村	村長	職員の定数と現員数調べ 職員の配置図 各課事務分担表 村税・負担金・使用料等の滞納額調べ 委託料・工事請負費・負担金・補助金・交付金の執行状況調書
	高 森 町	町長	決算統計資料 財政分析指標 主要施策の成果報告 備品台帳
	南阿蘇村	村長	主要施策の成果報告 決算統計資料 歳入歳出執行一覧 補助金・助成金の支出状況調べ 公金外現金状況調べ
	西 原 村	村長	決算統計資料 年度別交付税交付状況 村税滞納状況資料 不能欠損処分状況 債務負担行為の状況 公用車一覧表 各契約一覧表
上益城郡	御 船 町	町長 教委 農委 選管	主要事業状況調 委託契約の状況調 工事請負契約の状況調 その他の契約の状況調 補助金・負担金の支出状況調 歳入調定繰越書 支出負担行為何書 各種契約書
	嘉 島 町	町長 教委 農委 選管	積立金(基金調書) 各年度の財政収支の状況 性質別歳出の状況 一般財源の状況 各四半期別収入支出一覧表 主要施策の成果 収入未済額に関する調 過年度収入に関する調 不納欠損に関する調 町債に関する調 補助金等に関する調 地方債現在高の状況調 予備費充用に関する調 予算流用調書

12. 令和3年度一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町 村 名	相 手 方	資 料 名
上 益 城 郡	益 城 町	町 長	流用一覧 滞納額一覧 不納欠損関連書類一覧 財産一覧（公有財産・物品） 入札一覧 交際費一覧 住宅使用料関係資料 工事・委託等契約一覧 分担金及び負担金市町村一覧 補助金交付の団体一覧 決算統計調査資料
	甲 佐 町	町 長 議 長 教 委 農 委 選 管	歳入決算額の調べ 不用額調べ 予算流用調べ 予備費充用調べ 予算の繰越に関する調べ[繰越明許費] 予算の繰越に関する調べ[事故繰越し] 委託料・使用料及び賃借料調べ 工事費調べ 補助金(運営費補助金以外)及び負担金調べ 補助金調べ(運営費補助金のみ) 施設の管理状況調べ(稼働していない施設) 収納状況調べ
	山 都 町	町 長 議 長 教 委 農 委 選 管	成果説明書 歳入歳出別執行状況 支出原因行為決議書 補助金助成金関係書類 工事関係一覧 不能欠損関係書類 ※指定の様式 歳入歳出状況 工事請負契約調 補助金・助成金等の支出状況調査 現地調査票（工事関係）
八 代 郡	氷 川 町	町 長 教 委	主要施策の成果調書 工事請負契約調 委託契約の状況調 備品購入及び物品購入調 流用、充用に関する調 不能欠損処分に関する調 不用額調 歳入予算の未調定額及び収入未済額調
葦 北 郡	芦 北 町	町 長 議 長 教 委	財政状況調べ 主要施策成果説明書 個人別時間外勤務調書 予算執行状況に関する調べ 補助金（負担金）支出状況調書 不用・流用・充用額説明書

12. 令和3年度一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町 村 名	相 手 方	資 料 名
草 北 郡	津奈木町	町長	財政状況調査 費用流用の状況 各課所轄の委託料 工事請負費 負担金 補助金及び交付金の実績一覧表 予備費補充の一覧表 備品購入一覧表 不納欠損処分明細表 徴税・国保税滞納内訳表 滞納徴収計画書
		教委	財政状況調査 費用流用の状況 委託料 工事請負費 負担金 補助金及び交付金の実績一覧表 予備費補充の一覧表 備品購入一覧表 奨学金運用状況調書 社会体育施設利用状況調書 図書館利用状況調書
		農委	3, 4, 5条の申請件数 処理件数 農業者年金の状況
球 磨 郡	錦 町	町長 議長 教委 農委	事務分掌 歳入歳出予算の執行状況 決算統計調査資料 団体に対する補助金及び決算の状況 事務事業の実施状況及びその成果 その他決算審査に必要な書類等
	あさぎり町	町長 教委 農委 選管	決算状況の推移 財政の主な指数等の推移 科目別歳入決算の状況 保育所措置費・使用料保護者負担金の収納状況 公営住宅使用料の収納状況 町税の収納状況 過去5年間における町税の収納状況 教育・保育給付費の負担区分別負担額の推移 町債の状況 債務負担行為による借り入れの状況 目的別歳出決算の状況 性質別歳出決算の状況の推移 過去5年間における歳出決算の推移 基金の状況 子ども医療費助成受給者数の推移 子ども医療費助成額の推移 鍼灸治療費助成の推移 主要工事一覧表 補助金交付調書 主要な施策の成果説明書 不用額調書
	多良木町	町長 議長 教委 農委	執行状況に関する調べ（歳入） 歳出予算説明別執行一覧 食糧費調書 工事関係契約一覧表 公用車輛等の稼動状況調書 各施設等の年間利用実績表 物品出納計算書

12. 令和3年度一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町村名	相手方	資 料 名
球 磨 郡	湯 前 町	町長 議長 教委 農委	≪決算全体に係るもの≫予算台帳、予算繰越しに関する書類、歳入歳出予算執行整理簿、歳入・歳出金更正関係書類、予算の充用・流用に係る書類、起債台帳、決算の分析／推移 ≪歳入に関するもの≫調定・収納に関する帳票／台帳、収入科目・税目ごとの収入実績（年度ごとの推移）、滞納額の年度推移、科目ごとの滞納者一覧表（税、使用料、手数料、分担金、返還金、貸付金など）、滞納整理に係る帳簿類、滞納処分の手続き書類（差し押さえ、執行停止・不納欠損・免除など） ≪歳出に関するもの≫決算書説明項目ごとの実績又は成果の一覧表（年度ごとの推移）、入札（見積もり）に係る書類、契約に係る書類及び契約一覧表、時間外勤務・出張に係る支出関係書類 ≪財産に関するもの≫公有財産（不動産、備品、その他）台帳、財産管理（貸し付け、使用許可）台帳、財産の増減（取得・処分）又は異動に関する書類 ≪基金・貸付金に関するもの≫基金・貸付金の台帳、貸付け等決定に関する書類、収入・支出の帳票及び証ひょう、運用状況及び実績（年度推移）、滞納一覧（年度推移）及び滞納整理に関する帳簿類 ≪補助金に関するもの≫補助金一覧表
	水 上 村	村長 教委 農委 各委	負担金・使用料等の徴収状況調書 収入未済額調書 不用額調書 工事請負費・委託料一覧表 補助金支出調書 各種事業一覧表
	相 良 村	村長 議長 教委 農委	職員担当業務一覧 主要施策・事業成果説明書 請負工事・業務委託契約状況調べ 随意契約理由書 補助金交付調書 物品（備品）購入状況一覧表 不用額調書 所轄業務における懸案事項及び今後の課題等 一般会計に係る資料 特別会計に係る資料 歳計外現金に係る資料 奨学金に係る資料 時間外手当の支給状況
	五 木 村	村長	決算統計資料 歳入調定簿 収入及び調定伝票 不納欠損額調書 滞納内訳調書（村税、国民健康保険税、各種使用料等） 各種契約書 備品台帳 補助金等交付金実績書類 各種委託料及び補助金・助成金事業調書など
	山 江 村	村長 議長 教委 農委 選管	預金及び国債の残高証明書（3月末・5月末） 財政状況調査資料 事業報告書 公共工事入札結果一覧表 契約状況調査 助成・補助団体の決算書
	球 磨 村	村長 教委 農委	主要施策の成果報告書

12. 令和3年度一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町 村 名	相 手 方	資 料 名
天 草 郡	苓 北 町	町長 教委 農委	【歳入】 (1) 別紙決算書における照会事項調書 【歳出】 (1) 別紙決算書における照会事項調書 (2) 令和3年度で実施した重点的な取り組み事業及び新規取り組み事業についての調書 〔重点的な取り組み事業〕 ①新型コロナウイルス感染症対策に係る施策 ②地域の歴史・観光資源を活用した関係人口の創出・拡大につながる施策 ③子ども・子育て支援及び高齢者支援の充実につながる施策 ④豊かな自然に育まれた農林水産資源等を活かした基盤産業の振興に係る施策 ⑤ICTを活用した教育と未来を担う人材を育てる教育力の向上を図る施策 【その他】 (1) 昨年度の「決算審査」での指摘事項調書 (2) 基金、地方債残高についての調書 (3) 各特別会計の運用状況についての調書 ○企画政策課提出書類 性質別歳出の状況、実質公債費比率の状況、年度別財政収支の状況、経常収支比率の状況、予算流用・予備費充用調書（目間、節間における人件費間、物件費間の流用の資料は提出不要）、令和3年度起債対策事業

(注)

- 1 一般会計歳入歳出決算審査にあたって執行当局(町(村)長 教委 農委 選管 その他)に対して要求した決算審査資料名を回答。
- 2 執行部側各課（総務課 税務課等）に対するものは 相手方は「町（村）長」に統一。
- 3 資料名には 「決算書」及び法（第233条） 法施行令（第166条）に基づき「決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」「財産に関する調書」等審査が義務付けられているものを除き、それ以外に監査委員が要求した資料を回答。

13. 令和4年度監査活動実績調（令和4年4月～令和5年3月）

郡	町村名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
下 益 城 郡	美里町				決 算 (一般・特別)	決 算 (一般・特別)	
玉 名 郡	玉東町				定 期 援 助 (商工会 他4)	決 算 (一般・特別)	
	和水町					決 算 (一 般・特 別 公 営 (病 院))	
	南関町				定 期	決 算 (一 般・特 別)	
	長洲町			定 期 随 時 (法第252条の4②協議 会の規約に基づく監査) 援 助 (シルバー人材センター 他4)	定 期	決 算 (一般・特別・公営 水道、下水道))	
菊 池 郡	大津町		援 助 (更生保護女性会 他6)		決 算 (一般・特別・工水・ 下水道・農集)	決 算 (一般・特別)	定 期
	菊陽町				決 算 (一般・特別・水道)	決 算 (一般・特別・水道)	
阿 蘇 郡	南小国町				援 助 (商工会 他12)	決 算 (一般・特別)	
	小国町			決 算 (一 般・特 別・ 公 営 (水 道))	決 算 (一般・特別) 援 助 (商工会 他6)	援 助 (農協 他1)	
	産山村	援 助 (社会福祉法人)				決 算 (一般・特別)	
	高森町					定 期	決 算 (一般・特別)
	南阿蘇村				決 算 (一般・特別・水道)		定 期
	西原村				決 算 (一般・特別、公 営 (工 水))		

1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	町 村 名
定 期 援 助 (指定管理者施設 他1)	定 期 援 助 (指定管理者施設 他1)					美 里 町
						玉 東 町
定 期 行 政 援 助 (菊水ロマン館 他5)	定 期 行 政	住 民 請 求	住 民 請 求			和 水 町
	援 助 (商 工 会 他 4)		定 期	定 期		南 関 町
定 期	定 期	定 期	随 時 (法第252条の4②協議 会の規約に基づく監査)			長 洲 町
定 期	定 期					大 津 町
	定 期	定 期				菊 陽 町
				定 期		南小国町
	定 期					小 国 町
	定 期 (一般・特別)					産 山 村
		定 期 援 助 (奥阿蘇物産館 他3)	定 期	定 期		高 森 町
		住 民 請 求	住 民 請 求	住 民 請 求		南阿蘇村
	定 期					西 原 村

13. 令和4年度監査活動実績調（令和4年4月～令和5年3月）

郡	町村名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
上益城郡	御船町					決 算 (一般・特別・水道)	
	嘉島町	随 時 (委託・工事)			決 算 (一般・特別・水道)	決 算 (一般・特別・水道)	
	益城町				決 算 (一般・特別・水道・下水道)	決 算 (一般・特別・水道・下水道)	
	甲佐町				決 算 (一般・特別・水道)	決 算 (一般・特別) 住 民 請 求	
	山都町			援 助 (通潤山荘 他2) 賠 償 監 査	決 算 (一般・特別・公営 水道・病院)	決 算 (一般・特別・公営 水道・病院)	
八代郡	氷川町		随 時 (町備品 他1)	援 助 (観光物産協会 他)	決 算 (一般・特別)		
葦北郡	芦北町		定 期		援 助 (農協 他6) 決 算 (一般・特別・ 水道会計)		
	津奈木町				決 算 (一般・特別・水道)	決 算 (一般・特別・水道)	
球磨郡	錦 町			決 算 (水道)	決 算 (一般・特別)	決 算 (一般・特別) 随 時 (学校備品)	
	あさぎり町				決 算 (一般・特別・ 水道・下水道)	決 算 (一般・特別・ 水道・下水道)	
	多良木町			援 助 (文化協会 他2)	決 算 (一般・特別・水 道) 援 助 (多良木町食生活改善 推進員協議会 他4)		
	湯前町				決 算 (一般・特別・水道) 援 助 (商工会 他123)	決 算 (一般・特別・水道)	
	水上村					決 算 (一般・特別)	
	相良村				決 算 (一般・特別)	随 時 (学校備品)	

1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	町 村 名
	定 期 行 政					御 船 町
	定 期 補 助 (商工会 他1)					嘉 島 町
			定 期 行 政	定 期 行 政		益 城 町
定 期	定 期					甲 佐 町
	定 期	定 期	定 期	定 期		山 都 町
定 期 行 政						氷 川 町
	定 期		定 期	定 期		芦 北 町
定 期						津 奈 木 町
定 期 随 時 (庁舎備品)	援 助 (観光協会 他2)				随 時 (消防団備品)	錦 町
定 期	定 期	議 会 請 求	議 会 請 求			あ さ ぎ り 町
援 助 (あいあいスポーツたらぎ)	定 期					多 良 木 町
			定 期 援 助 (社会福祉協議会、 シルバー人材センター、 他37)			湯 前 町
	定 期 (一般、特別)					水 上 村
	定 期 (一般・特別)	援 助 (社会福祉協議会 他2)				相 良 村

13. 令和4年度監査活動実績調（令和4年4月～令和5年3月）

郡	町村名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
球磨郡	五木村				決 算 (一般・特別、 簡水、農集)	決 算 (一般・特別、 簡水、農集)	
	山江村				決 算 (一般・特別)	決 算 (一般・特別)	
	球磨村	補 助 (シルバー人材センター 他4)			決 算 (一般・特別)		
天草郡	苓北町				決 算 (一般・特別)	決 算 (一般・特別)	

1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	町 村 名
	定 期					五 木 村
定 期						山 江 村
定 期 随 時 (学 校)						球 磨 村
定 期	随 時 (農林水産課)					苓 北 町

1 4. 令和4年度監査計画と実績

郡名	町 村 名	監 査 計 画 策 定 年 月 日	計 画 と 実 績 の 比 較		計 画 ど お り 実 施 で き な か っ た 理 由
			計 画 ど お り 実 施 で き た	計 画 ど お り 実 施 で き な か っ た	
下城益郡	美 里 町	R4.4.1	○		
玉名郡	玉 東 町	R4.3.1	○		
	和 水 町	R4.3.17	○		
	南 関 町	R4.4.1	○		
	長 洲 町	R4.4.22		○	第一回、第二回定期監査とも期間中に臨時議会が開催されたため。 (第一回の日程変更後も大雨警報等により実施できず、第二回に組み込んだ部署(消防分団)があり12月初日までかかってしまった。)
菊池郡	大 津 町	R4.4.12	○		
	菊 陽 町	R4.4.1	○		
阿蘇郡	南小国町	R4.4.1	○		
	小 国 町	R4.4.1	○		
	産 山 村	R4.4.4	○		
	高 森 町	R4.4.4		○	代表監査委員の体調不良による延期
	南阿蘇村	R4.3.22	○		
	西 原 村	R4.4.1	○		
上益城郡	御 船 町	R4.4.13	○		
	嘉 島 町	R4.4.1	○		
	益 城 町	R4.4.1	○		
	甲 佐 町	R4.4.1	○		
	山 都 町	R4.4.1	○		
八代郡	氷 川 町	R4.4.1	○		
葦北郡	芦 北 町	R4.4.1	○		
	津奈木町	R4.4.1	○		
球磨郡	錦 町	R4.3.31	○		
	あさぎり町	R4.3.22		○	議会請求があったことにより財政援助団体等の計画を実施しなかった
	多良木町	R4.3.22	○		
	湯 前 町	R4.3.30	○		
	水 上 村	R4.4.1	○		
	相 良 村	R4.3.16	○		
	五 木 村	R4.3.31	○		
	山 江 村	R4.4.1	○		
大草郡	球 磨 村	R4.3.16	○		
	苓 北 町	R4.4.1	○		
合 計			28	3	3

15. 監査指摘事項の履行確保のための措置調

(複数回答)

郡名	町村名	次の監査の際確認	その都度			その他の措置	特になし
			文書で改善措置について回答を求めている	関係課長・係を集めて口頭で直接指摘している	町村長・会計管理者に直接申し入れている		
下城益郡	美里町	○	○	○	○		
玉名郡	玉東町			○	○		
	和水町		○		○		
	南関町	○		○	○		
	長洲町	○		○			
菊池郡	大津町	○		○	○		
	菊陽町		○	○	○		
阿蘇郡	南小国町	○					
	小国町	○	○		○		
	産山村	○	○	○			
	高森町	○		○		指摘事項について、文書で各課局長宛てに通知して改善を求めている	
	南阿蘇村	○		○			
	西原村				○		
上益城郡	御船町			○	○		
	嘉島町	○		○	○		
	益城町	○		○	○		
	甲佐町	○	○	○			
	山都町	○	○	○			
八代郡	氷川町	○		○			
葦北郡	芦北町		○				
	津奈木町	○		○	○		
球磨郡	錦町	○		○			
	あさぎり町		○	○	○		
	多良木町	○		○	○		
	湯前町	○	○	○	○		
	水上村	○		○	○		
	相良村	○	○	○	○		
	五木村	○		○			
	山江村			○	○		
天草郡	球磨村	○		○			
	苓北町	○	○	○	○		
合 計		23	12	26	19	1	0

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
下 益 城 郡	美 里 町	税務課	地籍管理システムの航空写真について、数年前から提供されたデータがあると聞く。その活用について検討されたい。				○
		林務観光課	町が有する観光施設の現況を十分精査し、中長期的な管理計画に基づいて改修や解体撤去等の対策を講じられたい。		○		
		林務観光課 (指定管理者施設)	フォレストアドベンチャーについて、10年目の施設の全面的改修については、これまでの成果を生かした新しい遊具やサービスを取り入れたより魅力ある施設づくりを検討されたい。 キャンプ場について、企業研修の施設として、今後利用が増える事が予想される。管理棟2階の和式トイレを洋式に改修することを検討されたい。		○		
		企画情報課	広報みさととは町の情報発信減であり、その発行に当たっては編集会議を開くなど内容の充実に更に努められたい。 有安地区工場跡地の解体後の利活用について、早期に具体的な方向性を明確にして町民の期待に応える取り組みを実施していただきたい。	○			
		福祉課	老人福祉センターの今後の運用については、高齢者福祉の拠点であるという観点及び地域の意向も重視しながら、早期に検討を進めていただきたい。				○
		住民課	マイナンバーカードについてはコンビニエンスストアで住民票等が取得できるなど利便性の向上を図っていただきたい。		○		
		東部出張所	東部交流室の利用について地域の方の声も取り入れて活用しやすい工夫を再考されたい。	○			
		社会教育課 (指定管理者施設)	施設の老朽化による改修が必要な箇所を全体的に精査され、将来を見据えた改修計画を行政と検討されたい。		○		
		総務課	各課の決裁文書について、決裁区分の表示や決裁日付印の漏れ等が見受けられる。文書規定等に基づき適正に処理されるよう指導されたい。 各課の管理する備品については、定期的に安全性や有効性、使用頻度等を確認し、不要と思われる備品については、適切に処理されるよう指導されたい。	○			
玉 名 郡	玉 東 町	総務課	複数年にわたる保守点検委託契約等に係る債務負担行為について、一部未設定が見られる。契約については適切に事務を遂行するよう努めていただきたい。		○		
		企画財政課	極一部ではあるが、決裁及び発送済スタンプの押印漏れが見受けられる。		○		
		建設課	極一部ではあるが、決裁スタンプの押印漏れが見受けられる。		○		
		産業振興課	基盤整備事業は、住民要望の事業と聞いている。様々な懸案があると思うが、令和6年度の開始に向けてタイムスケジュールを考慮し着実に実施できるよう努力していただきたい。		○		
		税務課	コロナ禍での徴収率の向上と滞納者数並びに収入未済額の減少について		○		
		保健介護課	昨年度工事関係の写真について日付漏れがあったが、契約後業者と打ち合わせを行う際、竣工前後写真に日付を入れてもらうよう説明を行った。	○			
		教育委員会 (社会教育課)	工事契約の竣工写真に施工業者の社名漏れが極一部であるが見受けらる。		○		
		教育委員会 (学校教育課)	工事契約の竣工写真に施工業者の社名漏れが極一部であるが見受けらる。		○		
		社会福祉協議会	福祉資金貸付事業の不良債権について		○		
	和 水 町	総務課	災害対応の為の職員配置に苦慮していることが伺われる。町民の安心安全を守ることが行政の使命であるので工夫され万全の体制をとられたい。				○
		税務住民課	窓口接遇については言われるまでもなく笑顔での接遇が求められる。町民が気軽に来庁でき相談や苦情も言える窓口づくりに注力されたい。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
玉 名 郡	和 水 町	保健子ども課	コロナワクチンの接種体制 これまでのワクチン集団接種は混乱もなく順調に実施されてきた。今後も計画的な接種体制を維持されたい。				○
		農林振興課	・米の転作奨励、ロシアのウクライナ侵攻による肥料高騰対策を着実に実施されたい。 ・有害鳥獣対策については近年農家の被害は深刻で農業に対する意欲をそぐことにもつながる。防護駆除への支援を一層強化されたい。				○
		建設課	膨大な工事量に対して綿密な工程管理が求められる。遺漏なきよう注力されたい。				○
		学校教育課	最近SNSを利用した事件が多発しており、死に至る事例も発生している。SNSの危険性を子供にも周知し、事件に巻き込まれないように指導を強化してもらいたい。				○
	南 関 町	全課	コロナ禍と豪雨災害の影響で、事業や会議の中止により、不用額の補正漏れや止むを得ない繰越事業、流用・充用があるものの補助金返還等含め税収の落込みもなく、概ね良好に執行された。		○		
		全課	新庁舎建設に伴い、維持費の増大が見込まれるので、全課において節約に取り組むよう促した。	○			
		総務課	防災行政無線デジタル化工事が諸事情のため遅れているが、住民の安全を守るため早急な事業の完成を促した。		○		
	長 洲 町	生涯学習課	使用料等の入金事務は、現金保管期間が長期にならないよう留意し、ルールを決めて取り組むと共に、委託先にも指導を徹底すること。				○
		総務課	第1分団格納庫の天井剥離については、分団及び町でも把握されており、破片の落下を防ぐため予め膨張した箇所を落としているということだったが、中の鉄筋が見える状態であり、十分注意を払った維持管理はもとより早めの対策等について検討が必要ではないか。				○
		まちづくり課	支出負担行為決議書に添付する見積書（ふるさと納税返礼品は同一商品、同一内容が多数）は、内容が適正に記載されたものの提出を求め、整備保管すること。			○	
		学校教育課	備品台帳は増減があった時点で整備を行い、常時、現状と一致させておくこと。	○			
		住民環境課	滞納事務については、滞納状況を常に把握しながら日々の管理を心掛け、特に転出時など課内で連携を取り適時対応に努めること。				○
菊 池 郡	大 津 町	全課	業務委託契約関係について随意契約（特に2号随契）が多く、果たして随意契約が適切なのか指名競争入札で対応できないかなどしっかり検証したうえで執行いただきたい。				○
		全課	シルバー人材センターとの除草作業等契約についても各課共通の業務であるが、同じ業務内容の中で各課における作業単価や契約書の内容が異なっており、町として統一的な内容等となるよう整理をお願いしたい。				○
		全課	物件費の中で、特に消耗品等の調達について、手続きの不明瞭な事案や固定した業者への発注など寡占状態とならないよう、競争原理が働くような工夫を各課にてお願いしたい。				○
		全課	町の財政援助団体等の事務局で役場職員が会計事務を担当している事例が多く見られるが、本来、団体自体で運営することが基本であり、団体の自立を促すのためにも、早急に見直すこと。				○
		財政課	今後、施設の更新やT S M C 関連に伴う開発等の影響で更なる支出増が見込まれる。プライマリーバランスも含めて中期の財政計画を策定し町民に示していただきたい。				○
		学校教育課	修繕費が散発的に発生しているため、もう少し学校にきちんと計画的にお金を使った方が良いのではないかと。故障等が発生するまで待つのではなく予防的な対応も必要である。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
菊池郡	菊陽町	備品等の管理に関する見直しについて	規則で規定されている備品台帳システムへの入力について、一部の部署で未登録となっていることは、町民の貴重財産である備品管理が適切とは言えず、関係部署職員への周知徹底を図り、意識改善に努められたい。		○		
		契約事務及び支払いに関する見直しについて	業務委託の予定価格算定書（積算設計書）の作成については、令和4年3月に改訂された「契約事務に関するマニュアル」で規定されているが、積算に使用する積算体系及び単価等の具体的な決定方法についての規定がないことで、一部の予定価格算定書（積算設計書）で妥当性を欠く、不適切な積算設計書が見受けられた。また、積算設計書のチェック体制の不備と見受けられる事務処理があり、「契約事務に関するマニュアル」の充実を図り、積算の適正化・妥当性及びチェック体制の構築を早急に確立し、全職員への周知徹底及び研修等を行い、その確保に努められたい。		○		
		契約事務及び支払いに関する見直しについて	業務委託における出来形払（部分払）の算定・認定については、「契約事務に関するマニュアル」に具体的な規定がないことで、担当部署ごとに統一性のない方法で算定されており、一部の業務委託で妥当性を欠くものが見受けられた。 出来形払（部分払；出来形算定書、出来形認定書を含む）の作成方法について、早急に妥当性・整合性のある規定を設けて、全職員への周知徹底及び研修を実施し、出来形払（部分払）の適正化、妥当性の確保に努められたい。				○
阿蘇郡	南小国町	事務分掌	包括支援センターについては、来年度から社会福祉士1名の採用が決定し、1月から会計年度任用職員として業務に従事している。ただ、本年度末に2名の会計年度任用職員の退職が予定されており、町民課や社会福祉協議会と連携のもと業務に支障のないように配慮願いたい。		○		
		補助金の執行状況	コロナ対策や経済対策として、「飼料・燃料費高騰対策補助金」、「南小国町『観光』商品券発行事業補助金」が繰越事業となっており、改めて事業の周知等積極的な活用と適正な執行を望む。		○		
		収入状況	昨年度より私会計から公会計となった給食費については、初年度にも関わらず現時点でかなりの滞納が発生している。福祉課等との連携のもと過年度滞納とならないように滞納徴収に努めていただきたい。		○		
		工事関係	事故繰越で廃工案件が1件あった。今後このようなことがないように適切な事業の執行に努めていただきたい。		○		
		その他	今年度から委託料に関する状況調書の提出を求めたが、委託料の算定方法は適正であるか、委託先の選定方法は適正であるか、委託契約の方法及びその内容は適正であるかについて各課・局において再度検討いただきたい。				○
	小国町	全体	収入未済状況は、公会計システムとTRY-Xなどと照合し、確認作業をしっかりと行い、収入の適正な処理及び徴収努力を求める。		○		
		全体	他自治体において発生した多額の誤送金の事例等からも、振込みについては、全体的に請求書等をしっかりと確認し、振込み先の確認を怠らないこと。		○		
		全体	簡易な物品購入については、物品購入伺様式で処理を行っていると思われるが、購入理由欄が備考欄兼用となっているので、備考欄を購入理由欄とし、購入理由を明確にすべきだと思われる。	○			
		総務課	岳の湯バス停跡・公衆トイレについては、公共交通機関の廃止に伴い、役目は終わったと思われる。年間経費等を勘案し、方向性を出すべきかと思われる。				○
		政策課	「にじバス」について、運用開始から1年を経過したが乗車人数が少ない。多くの乗車が期待できるよう費用に対する効果が得られるような施策を講じること。		○		
		産業課	循環型農業における堆肥製造について、食品残さ提供者の拡大及び堆肥量の増産を行い、販売促進を図ること。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
阿蘇郡	小 国 町	建設課	公営住宅は、利用しない住民も含め広く税金という形で負担する公費負担により建てられた住宅であるため、公平性の観点から利用者が負担する公営住宅使用料については、未納者の納入指導を根気強く継続することを期待する。				○
		税務会計課	固定資産税の収入未済対象者が決算時に比べ10名程度増加している。年度途中ではあるが、年度を通して増加しないことを目標としてほしい。				○
		教育委員会	各種保守点検業務を契約しているが、紙ベースの点検結果だけになっていないか、「もう一度の確認」で点検結果の受領を望む。		○		
	産 山 村	全課	工事、委託、備品の購入等について当初から現在事業に取り組んでいないものについては、早期発注を行う。	○			
		教育委員会	公民館の水道補修工事について1年以上経過しているが補修が行われいない。早期に修理を行う。	○			
	高 森 町	予算執行状況	予算の執行状況を把握し、執行残は3月補正で減額するなど不用額を極力出さないよう留意されたい。	○			
	南阿蘇村		特になし				
上益城郡	西 原 村		特になし				
	御 船 町	全課	支出命令書の不備がまだ多数見受けられ、基本的なことが疎かになっていることが垣間見えるので、地方自治法、御船町財務規則に則した出納事務を行うよう、チェック体制を強化して頂きたい。	○			
		嘉 島 町	特になし				
	益 城 町	財務に関する事務の執行について	復興事業の進展により、予算規模が高い水準が続いていると思われるが、税・使用料等の収納対策強化に努め、また、ふるさと納税による寄付額確保のための方策の検討をお願いしたい。財政の見通しを的確に把握しながら、合理的かつ効果的な財政健全化を推進していただきたい。				○
		経営的事務の執行について	様々な事業を計画的に実行し、最大限の効率化を図るため、国・県及び関係機関との連携をなお一層深め、財源確保の強化と経営的事務における創意工夫に努めていただきたい。				○
		職員の時間外勤務状況について	一部部署において、複数の職員に長時間の時間外勤務が生じている。時間外勤務命令者は業務状況の把握に努めるとともに、時間外勤務の事前申請を徹底させ、その管理に取り組んでいただきたい。例年より一層勤務状況を管理し、健康維持への指導をお願いしたい。				○
		備品等の管理状況について	今後本格化する地方自治体における内部統制の課題の一つとして適正な資産管理が求められている。備品管理については、その主幹となる部署を明らかにし、備品台帳の見直しと活用を徹底していただきたい。				○
		保存行政文書・資料の管理について	新庁舎への移送にあたり、文書管理システム上の書類等の照合、保管場所の適正な選定、抹消手続きを要するものの確認など、時間と労力を必要とするが、計画的に地道な取り組みを進めていただきたい。				○
		工事の現地確認について	適正な監理のもとで事業が進められていることを確認した。				○
	甲 佐 町	甲佐町交通安全協会の総会開催時期について	甲佐町交通安全協会には、本年度220,000円の補助金が予算計上されているが、総会は例年11月下旬に開催されており、事業期間が4月から3月までということ考虑すれば、もっと早い時期に開催すべきと考える。	○			
		就学援助費と就学奨励費の支給方法について	「要保護及び準要保護児童生徒就学援助費」「特別支援教育就学奨励費」は、各学校長へ資金前渡され、各学校から各保護者へ現金支給されている。事務手続きの簡素化、事故等のリスクの軽減を図る面から、口座振込による支給が望ましい。	○			

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
上 益 城 郡	甲 佐 町	吉野畜産団地跡の有効活用について	当用地については、行政財産としての設置目的は終了しているとのことである。当用地の有効活用を図るため、総務課がリーダーシップを発揮しながら諸問題の解決に向けて取り組む必要があると考える。				○
	山 都 町	総務課 (総務係)	公文書の保存場所に当たっては、目的や部門毎に統一して頂きたい。なお、文書保管に利用されている、老朽化した建物については解体を一考されたい。		○		
		総務課 (総務係)	組織編制について、住民の生活と密着する部署においては、住民ニーズに対応できない恐れがあるため、考慮されたい。				○
		健康ほけん課 (健康づくり係)	新型コロナウイルスワクチン接種について、送迎バスを委託しているが、バス利用者が減少し、一人当たりの費用単価は高額となっている。今後の送迎方法の検討をされたい。			○	
		健康ほけん課 福祉課 蘇陽支所	公の施設の管理委託団体の負担について、管理団体等の光熱費は団体が支払うべきではないか。				○
		総務課 (人事給与係)	職員の安全衛生については、労働安全衛生法に則り毎年1回取り組みが行われているようだが、日頃から、コミュニケーションがとれる環境づくりを検討してもらいたい。		○		
		学校教育課 (学校教育係)	小中学校において生徒のタブレットが導入され、生徒の机の狭さが問題となり、より広い机への入れ替えが予算措置された。子供のためを考えると、早急に入れ替えを実現して頂きたい。		○		
		総務課 (監理係)	随意契約による、やや高額に感じられる事業実施が見受けられる。競争原理がはたらき、費用軽減が図られる方法を検討していただきたい。		○		
		福祉課 学校教育課	備品及び切手の管理について、備品台帳や切手受払簿への記載を徹底されたい。	○			
		生涯学習課	町管理の体育館において、企業への無償貸しがあったが、根拠等調査の上、適正に対応されたい。	○			
八 代 郡	氷 川 町	共通事項	時間外勤務命令は必要最小限にとどめるとともに、職員の心身の健康に最大限配慮すること。命令時間や自己申告された勤務時間と実際の勤務時間とに乖離が生じた場合は必要な措置を講ずること。業務効率化や業務分担の再配分など時間外勤務の縮減に取り組むこと。				○
		共通事項	郵便切手管理簿の計数誤りが多数みられたため、様式を見直し、責任者等により複層的な確認を行う事こと。		○		
		農地課	契約書や委任状の日付や押印漏れが多数みられたため、早急に補正するとともに、今後は十分に気を付けること。	○			
葦 北 郡	芦 北 町		特になし				
	津 奈 木 町	全課	委員会等に関する預金通帳や切手等の金種は、原則対象である団体等が管理するよう体制を整備することが望ましい。やむを得ず、職員が保管や管理を行う必要がある場合は、不祥事防止の観点により、「通帳・印鑑を同一職員で保管しない」、「受払を一人で実施しない」、「班長以上の管理職員が年1回以上確認を行う」等の措置をお願いしたい。		○		
		全課	組織体制は、定員管理条例に基づく定数77名に対し、76名の職員が住民の福祉の向上を目指し住民サービスにこたえるべく各種業務に励み、各課班が工夫を凝らしながら、最大限の効果を得るべく業務を執行している。また、昨年度と比較して、時間外勤務は減少し、年休取得が適切に実施されていることを確認した。 管理職員は、所属する職員に対し、定期的にヒアリングや声掛け等を実施することでメンタルヘルスに心がけ、職員の健康管理に十分な配慮をお願いしたい。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
草 北 郡	津 奈 木 町	全課	町が管理する公共施設や公園などのトイレの改築が進み、新しく利用しやすい施設となっている。これらの町が管理する公共施設の維持管理は、定期的に巡回や点検、清掃・除草作業を行うことで、必要に応じて業務委託の検討を行い、施設の景観・環境整備の維持に努めていただきたい。				○
		総務課	資金収支は、厳しい財政の中、収入財源を見極めながら支出がなされており、財政運営は堅実に行われている。しかし、新型コロナウイルス感染症並びに7月豪雨災害に関する対策の影響を受け、予算総額はコロナ確認前である令和元年度予算と比較すると、大幅増となっている。 ウイズコロナや災害からの復旧・復興に至るまでは、しばらく時間を要すると思われるが、次世代に向け、職員が一丸となって高い意識を持って、健全な財政運営の保持に努めていただきたい。				○
		総務課	公共施設等の維持・管理は、建築系公共施設のうち、大規模改修が必要な築30年以上を経過した建物が多く、更新費用の経費も増大なものになる。 本年度は、昨年度に引き続き、令和2年7月豪雨災害の復旧事業を優先して実施しているが、今後の投資的経費は大規模になることが予想されることから、管理施設の統廃合等や計画の見直しを含め、長期的な観点から対応いただきたい。				○
		総務課	宅地造成事業特別では、平成19年の販売開始から、61区画中20区画が販売を完了している。令和2年7月豪雨災害の被災者に対する応急仮設住宅として4区画が限定的に使用されている状況ではあるが、残り41区画の早期の販売促進に向け、更なる努力を望むものである。				○
		政策企画課	ふるさと納税は、専用のポータルサイトを活用し情報を発信することで、全国各地の多くの方々からの理解を得ることができ、寄附金は1億円を超えるまでになった。引き続き、返礼品等において地域産品を積極的に活用するなど、工夫を凝らしながら実施していただきたい。 また、町の魅力の情報発信として、町HPやSNS、町広報誌など、様々な媒体を活用して積極的な発信に努められている。引き続き、町内外の多くの方々に必要な情報が伝わるよう、定期的に見直しや更新を行い、最新の情報を得ることができるよう努めていただきたい。				○
		住民課	税の徴収事務は、法に則った処分を行い、納税者の理解を求められるよう丁寧な説明や啓発を行うことで、一層の徴収率の向上と収納促進に努めていただきたい。 滞納処理は、個人や法人等からの相談があった場合の相談等において、善良なる納税者との区別を行うことで、不公平が無いよう対処されたい。また、滞納者への訪問や督促等は、これまでも適正に実施されているところであるが、必要に応じて、法に基づいた執行停止処分や不能欠損処分の実施を行われたい。				○
		建設課	工事や委託業務の執行は、災害関連事業、管理施設の長寿命化対策事業、維持・修繕業務など、多くの事業が予算化されている。未だ執行が済んでいない事業については、事業の必要性・優先性を鑑み、計画的な事業遂行を図っていただきたい。 特に、優先順位が高い事業においては、早急発注に努めることで、年度内の事業完了に向け工期延長や繰越事業にならないよう特段の配慮をされるよう望むものである。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
葦 北 郡	津奈木町	建設課	簡易水道事業特別会計では、公会計制度の移行に向けた準備が進められている。適正な制度移行に向けて、住民への説明、システムの導入、既存設備の改修等、取り組むべき課題は多い。県担当者や専門家等に協議を行いながら、適正に移行できるよう、取り組みを進めていただきたい。 将来的な人口減少の影響を受け、水道料金の徴収が減少することが想定され、水道事業の経営環境は厳しさを増すものと思われる。安定した健全な経営を確保するためには、水道料金改定の見直しなどを含め、対策を講じられたい。なお、改定を要する場合は、水道利用者に対して理解を得られるよう、事前の広報活動や住民説明会の実施など、丁寧な説明を求めるものである。				○
		総務課	運転免許証返納者（以下「返納者」）の増加が予想されるが、買い物・通院などには車は欠かせないだけにその対応が望まれる。本町の乗り合いタクシー料金（200円）は返納者に対する特別優遇規定は無く、優遇措置の検討が必要であると感じる。				○
球 錦 町	錦 町	錦まち観光協会	海軍航空基地資料館は令和3年3月にリニューアルオープンし、夏のシーズンを2回経験しているところで、来館者の”夏の暑さをしのぐ”という点で対策を検討する課題が見えているようである。				○
		錦まち観光協会	テント・椅子などの備品類及びレンタサイクルの保管場所がなく、今後、松根油乾溜作業所跡見学に使用が見込まれる自転車の台数増加を見越すとその保管倉庫の整備を検討する必要がある。				○
		錦町社会福祉協議会	錦町総合福祉センターは、平成2年4月に開館以来32年を経過し、天井内の空調用配管の老朽化が原因と見られ、冷房時に天井から結露による多量の漏水があり、豪雨時は雨漏りも重なる。同センターは災害時の避難場所となっていることから何らかの対応を取られるよう望む。		○		
		全課共通	現金監査の際に、釣銭用の現金をデスクマットの下に入れている課や、窓口手数料の入力を間違えている支所があったが、たとえ少額でも公金を扱うことの慎重さ・大切さの意識の欠落と感じた。現金を扱う課のみならず、町全体として、再考していただきたい。なお、各学校に公金取り扱いのマニュアルが作成されていたが、各課においても参考とされうるものと思われるので、取り入れられるのであれば、町として参考にしていただきたい。 施設・備品については、町予算外での取得（寄附）のものも、公会計導入時においては、資産として計上すべきではないかと考えるが、県等への確認を取って、寄付での取得資産も資産計上の必要があるとされれば、対応方をお願いしたい。 各課が関与している補助金については、補助金交付で終わらず、適切な使われ方ができているかまで責任を持っていただきたい。もし、支出先の決算内容も調査できるよう条例・要綱が整備されていなければ、条例・要綱の改正及び補助金の交付要件に追加することも考えていただきたい。		○		
磨 あさぎり町 郡	あさぎり町	総務課 (消防団)	監査時にポンプが動かない（充電不足）分団があった。緊急時の対応が可能なように、随時点検を行っていただきたい。 長期間の活動がされていない団員については、退職慰労金の関係が生ずるので、幽霊団員の確認と退団の意思確認を徹底していただきたい。 バイクの鍵がつけたままやチェンソーを棚に置きっぱなしなど、外部からの盗難防止策が取られていない分団があったので、盗難対策の検討をお願いしたい。 清水地区の防火水槽のマンホール蓋が3年前の指摘事項以来改善されていない。早急に対応願いたい。 また、防火水槽の破損があるところについては、危険防止の観点からも早急に改修願いたい。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
球 磨 郡	あさぎり町	教育課	(学校教育) 各小学校の作成している通学路の安全点検後の地図は、各家庭への情報還元（共有）だけでなく、あさぎり中学校への情報提供をお願いしたい。 屋内消火栓については、設置だけでなくその使用方法のマニュアル作成をお願いしたい。 深田小学校のクスノキによる石堀の損傷は、今後状況の定期的な確認をお願いしたい。また、各小学校の老朽化による破損等は、児童への安全確保するよう努めていただきたい。他県においては、剪定作業中の学校長の死亡事故が発生していることもあるので、学校内外の樹木の点検を定期的実施していただくとともに、剪定作業は専門の業者に依頼し実施していただきたい。 (社会教育) 町指定の文化財については、合併前からの指定であり、基準の見直しを検討願いたい。 文化協会への補助金については、その使途について適切でないものがあつた。補助金の交付については、交付先の決算状況についても適切な助言指導をするようにしていただきたい。				○
		企画振興課	あさぎり商社へのふるさと納税委託料については、あさぎり商社の最終損益を見積って、同社の多額の法人税納付にならないよう委託率を交渉していただきたい。 同社の事業計画では、プロモーション活動やポータルサイトの更新が挙げられているが、今年度半年での実施が確認されていないようだが、ふるさと納税のピークは年末なので、早期の確認と指導をお願いしたい。 地域づくり団体助成金は、低額な助成金での街づくりに貢献するものであり、有効な施策と思われるので、今後も予算化していただきたい。なお、実施要綱によると、2年（延長で5年）最高20万円となっているが、実施希望団体の状況を再検討して、希望団体が多くないのであれば、制限の緩和（助成金のアップ）も考慮していただきたい。				○
		町民課	毎月広報紙への掲載もされていますが、時には、年度別の収集状況や回収費用を記載して、さらなるごみ削減をPRしていただきたい。 マイナンバーカードの普及を懸案事項として認識されて、閉庁日対応等取り組まれているが、県内の一部市町村では、地域振興券等の購入に際し、マイナンバーカード所有者のみに別枠を設けているところもあるので参考としていただきたい。				○
		商工観光課	町内事業者の活性化につながる各種施策は、事業者のみならず、町民への補助にもなっており今後も実施していただきたい。 商工振興補助金の1件について、計算の間違い（消費税込みとなっている）があることから、至急再計算し補助金の還付を求めている。 店舗改装事業補助金については、支給基準の床面積では、壁の補修の計算が困難である（又は不利となる）ため、基準の再検討と、現在支給されている分についての検討をお願いしたい。 あさぎり商社の営業内容は、ふるさと納税委託料を除くと大幅な赤字であり、過去に実施した経営診断が生かされていないと思われる。診断料の無駄遣いとなることから、診断に基づく対応策を考えるよう指導していただきたい。	○			
		農林振興課	農業経営分析事業における、過去3年間の個別の農家の経営状況については、個別の追跡調査を実施し、実施農家の収益向上等、当該事業の効果を判断していただきたい。また、併せて実施農家へのアンケート（当該事業の必要性など）も行い今後同様な事業の継続が必要かを判断していただきたい。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
球 磨 郡	あさぎり町	生活福祉課	各施設が補助金で購入している物品については、書類での審査だけでなく、不定期的に現物の有無・設置場所・使用状況などを実地調査して確認していただきたい。	○			
		健康推進課	スマートウェルネス事業関係補助金で、通信料・インターネット接続は補助対象外だが、T-wellシステム利用料の基本料金90万円は、それに該当するのではないかと確認願いたい。 また、当該事業は3年で終了とのことだが、せっかく根付き始めてきた健康意識（運動習慣）を継続させるよう検討していただきたい。また、当該データについては、個人情報に配慮したうえで、町民へ有効に還元していただきたい。	○			
	多良木町	全課	補助金返還している事業がある。理由について分析検討を行うとともに、交付要件等が要因である場合は、国・県に要件緩和を要望するなど、補助金の有効活用を図られたい。				○
		全課	団体の自主性・自立を促すため、事務局・会計は団体に移管するよう、団体と速やかに協議されたい。				○
		全課	財政援助団体をはじめ任意団体の会計担当として公金以外の金銭等を管理する場合は、預金通帳と印鑑は保管者を別人にするなど、リスクマネジメントを徹底されたい。				○
	湯 前 町	公有財産の取得・処分、管理、貸し付けについて	町営住宅の修繕において、入居者が修繕すべきものか、又は町が修繕すべきものかの区分が曖昧であり、現状では混乱を招く恐れがある。入居に係る請書を交わす際に、住宅修繕における責任の所在を明確に区分分けされたい。		○		
		物品、備品等の管理状況について	物品出納通知書の作成及び提出漏れが散見された。物品や備品等を取得若しくは処分した場合は、物品出納通知書の作成及び会計室への提出を徹底されたい。		○		
		預託金、基金の管理運用について	財政調整基金が1億円の増加となっているが、この運用は20年国債にて行われている。これは利回りが1.1%と最近にないものである。その一方、当該国債の評価額は3か月で97%となっている。財政調整基金である以上、満期を待たずに取り崩されることが前提であるが、上記のような評価減の状態はこの先も続き今後元本割れとなることは十分予想される。その場合その評価減が年々稼得した運用益を上回ることも想定されるため、運用については十分注意されたい。 また国債での運用を行うのであれば、満期まで取り崩すことなく運用益を活用する新たな基金への振替も検討すべきと考える。		○		
		①主な財政的援助団体への補助金の使途、出資金の運用について	農業公社のR3年度の財務諸表を確認した。左記によると資本の部は16,526千円となっており、今仮に同社を解散した場合、本町が投下した資本9,000万は回収どころか7千数百万円の損失を被ることになることが判明した。そのような状況下、今期以降の事業計画を見ると補助金を受けてもなお3期連続の赤字の計画となっている。雇用の創出や地域経済の活性化、次世代につながる特産品の開発等、採算を度外視して取り組む姿勢こそ地方公共団体の存在価値であるが、未来永劫この形が続くことは他の予算への浸食ともなり兼ねず、懸念を残す状況である。早急なる抜本的な改革が必要と考える。		○		
		②主な財政的援助団体への補助金の使途、出資金の運用について	総事業費366,911千円のうち、本町支出分が160,000千円と最大負担者であるにもかかわらず、支出内容の「その他項目」111,720千円の内容が確認されていない。担当者によれば、国主導の事業であり本町負担分も国からの補助であるため、その内容については知らせてもらえないとの事であった。見積書によると設備維持管理費（国庫補助対象外）となっていたが、契約では今後本町の負担は発生しないとの事であった。 通常の維持管理に対する金額と考えられるが、ただ地震や風水害など突発的な事態が発生した場合も事後の負担がないのか、改めて確認する必要があると思われる。		○		

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

郡	町村名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
球磨郡	湯前町	契約の執行状況について	修繕や備品の購入において、見積徴取伺いの決裁を省略して、見積書の徴取が行われているものが見受けられた。順を追った適正な事務処理に努められたい。		○		
		その他（監査提出書類）	契約一覧表の提出において、その裏付けとなる契約書（請書）の写しの添付がなされていない課が見受けられた。来年度以降については、写しの添付を徹底されたい。また、備品台帳等についても、事前に提出書類として要求しているため、こちらからの催促がなくとも必ず提出されたい。		○		
	水上村	担当課	他県において、メール誤送信による個人情報の流出があっていることを受け、職員に向けた研修の検討や注意喚起を促すよう求めた。				○
		担当課	義務教育学校への移行にともない閉校となる学校の備品について、移管及び処分する備品の整理を求めた。				○
		担当課	指定管理により運営されている施設の利用料について、収納金受払簿の点検実施を求めた。				○
	相良村	総務課	さがら愛のりタクシー運行業務委託については、タクシーを利用する登録者は100名近くの申込みがあるが、4月から10月の利用状況を見てみると、多い時は81人であり、平均すると58人が利用されている。この件数の計上については、往復利用される場合は2人としており、実際に何人が利用されたかの判断がしにくい。登録者数の割に利用者が少ない事は、運用方法に問題があるのではと考える。利用者に対して、業務委託料が1回当たり5,000円から7,000円となっていて、常識では考えられない割高になっているので、改善策を考える必要があると考える。				○
		建設課	現在、簡易水道及び農業集落排水特別会計については、職員の給与、通勤手当、扶養手当、期末手当等は各特別会計から支出されているが、時間外勤務手当については一般会計予算より支出されており、この点についても会計に従った予算支出が妥当と思われるので、検討されたい。なお、時間外勤務の内容により一般会計からの支出もあると考えられる。		○		
	五木村	温泉施設（指定管理）	改修計画が予定されているので、来館者が利用しやすく、将来維持管理に負担がかからないように改善してほしい。				○
		歴史文化交流施設	利益追求できる施設ではないが、来館者を増やす為の企画展や道の駅との連携による取り組みなど検討されたい。	○			
	山江村	全課	工事請負・業務委託について ○災害関連等の業務が増えていることから、書類作成において軽微なミスがあっている。（期日漏れ等）	○			
	球磨村	議会事務局	議会に関する事務「総務」「議事」「調査」が円滑に遂行されるよう万全を期されたい。		○		
		総務課	①旧小学校を含めた村有施設等の今後の管理の方法についての検討をお願いする。 ②公共施設の目的外使用については、適正な事務処理をお願いする。 ③災害仮設住宅敷地に設置している簡易水道給水栓において、使用していない箇所があるので必要のない給水栓の給水停止の手続きをすること。				○
		復興推進課	①災害復旧の進捗については、広報紙を利用して現状を周知すること。 ②イベントは一過性とならないような計画・実施をお願いする。		○		
		税務住民課	①マイナンバーカードの取得については、カード利用についての正確な情報提供をお願いする。 ②徴収事務については引き続き努力をお願いするとともに、滞納防止に努め、また、不能欠損の処理については適正な事務処理をお願いする。	○			

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

郡	町村名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
球磨郡	球磨村	保健福祉課	①予防接種は医療機関と連携を取りながら事故防止に努めること。 ②介護予防事業については、その効果を検証しながら事業の推進を図ること。		○		
		産業振興課	①村の奨励作物については、栽培状況の把握はもちろんのこと、関係機関と連携して推進すること。 ②地域おこし協力隊と連携を密にして、地域の課題解決に努力されたい。				○
		建設課	①村道等の道路については危険個所の把握とその危険防止対策を講じ、人的被害等の未然防止に努めること。 土砂災害危険地域や急傾斜地に位置する家屋等については、山腹崩壊の災害が危惧される。防災担当と連携して安全対策に努められたい。		○		
		教育委員会	①児童・生徒の登校や下校、そして学校生活においては万全の安全対策をお願いする。 ②小・中一貫校の開校に向けて、スムーズな移行をお願いする。		○		
大牟田郡	苓北町		特になし				
指 摘 件 数			130	22	46	2	60

(注) 定期監査の結果に関する報告（法第199条第9項）における監査指摘事項のうち、主なものについてその監査対象、指摘事項の内容、是正状況を回答。

17. 地方自治法第199条第10項の意見提出の事例

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

町 村 名	要 旨
荅 北 町	【共通（該当課・教育委員会）】 ・税外収入となる、「ふるさとづくり寄附金」については、全庁的な取り組みによる 金額の増、件数の増に期待する。 【総務課】 ・町民間に不公平感を与えることのないデジタル社会の実現に努められたい。 【税務住民課】 ・滞納金の徴収について、その努力を認めるが、町財源確保と負担の公平性を図るうえからも積極的な取り組みにさらに努められたい。 【企画政策課】 ・庁舎や各公共建物、道路・水道・下水道等のライフラインの老朽化など公共施設に対する適切な対応をはじめとした今後の行財政の執行に細心の配慮が必要であると考えている。 【土木管理課】 ・町有（遊休）財産の効果的な売り払いにさらに努められたい。 【福祉保健課・健康増進室】 ・疾病の早期発見につながる各種健診の受診率向上にさらに努められたい。 ・令和5年4月の国のこども家庭庁の創設による子どもの視点に立った政策立案体制、その実施体制の構築を望む。 【水道環境課】 ・日々の水道施設の整備、水質の管理にさらに取り組まれたい。 ・所管特別会計におけるスムーズな公営企業会計への移行を望む。 【農林水産課】 ・資源循環型社会の保持にさらに努められたい。 ・イノシシ・タヌキ等の有害鳥獣駆除の強化にさらに努められたい。 【商工観光課】 ・「町の観光情報」に対する発信力をさらに高められたい。 【教育委員会】 ・荅北中学校の新築ならびに町内小学校の統合の是非については学校教育充実検討委員会における慎重審議を望む。 ・今後の荅北町における奨学金制度の再構築を望む。 ・学校給食におけるスムーズな公会計への移行を望む。

18. 行政監査（地方自治法第199条第2項）の事例
（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

町 村 名	回 数	所要日数	監 査 対 象	理 由
和 水 町	1 回	12日	・各課等における事務 ・人員配置 ・職員年次休暇取得状況及び時間外勤務状況	事務処理の手続きが法令に基づいて適正に処理されているか、また効率的に行われているか確認する。
南阿蘇村	1 回	1日	研修旅費の歳出事務執行について	直接請求監査時に事務の不備が確認されたため
御 船 町	1 回	9日	・事務事業の執行状況 ・職員の勤務状況	行政に関する事務の執行状況並びに事務の管理が、計画的に適正かつ合理的、効率的に行われているか確認する必要があるため。
益 城 町	1 回	8日	・組織体制及び事務分掌 ・職員年次有給休暇等取得状況（参考：時間外勤務手当数）及び非常勤・臨時職員雇用状況	監査計画により定期監査と同時に行うとしている。
氷 川 町	1 回	6日	・各課の職員の配置、事務分担 ・時間外勤務命令書及び勤務実績報告書	・定期監査を同時に行っている ・職員の勤務状況の把握のため

19. 特別監査の事例（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

◎住民監査請求（法242）

町 村 名	件 数	所要日数	内 容	結 果
和 水 町	1	6	議員の当選無効、議員給与等の返還請求	棄 却
菊 陽 町	1	6	請求人によれば、町立小学校長（同小学校）への町補助金の交付及び、同校事務員への公費からの給与支出は、違法・不当である。	却 下
南 阿 蘇 村	1	6	南阿蘇村立教職員住宅貸付について	合 議 不 調
西 原 村	2	11	・一部公共工事については、違法な公金の支払いである。 ・一部公共工事については、工期を偽った違法な公金の支払いがある。	却 下 一 部 棄 却 一 部 容 認
益 城 町	1	7	益城町中学校運動場整備工事に関する違法な財務会計上の行為に伴う損害賠償を求める監査請求	棄 却
甲 佐 町	1	4	平成27年度から平成30年度まで、町が補助金を交付をした団体は、架空の団体であるため違法であり、全額返還させるべきである。	却 下

◎職員の賠償責任監査（法243の2③等）

町 村 名	件 数	所要日数	内 容	結 果
山 都 町	2	3	窓口において、現金の過不足が生じたため、監査を実施	認 容

◎議会の要求による監査（法98②）

町 村 名	件 数	所要日数	内 容	結 果
あさぎり町	1	9	台風14号豪雨被害に起因した、令和4年度あさぎり町水道事業会計における水道の断水等に対する水道料金減免措置、並びに令和4年度あさぎり町下水道事業会計における下水道料金減免措置について	認 容

◎直接請求監査（法75）、指定金融機関等監査（法235の2②等）、長の要求による監査（法199⑥）は事例なし。

20. 金融機関の指定及び収納事務取扱金融機関等の状況

郡名	町村名	指 定			未指定	未指定町村の収納事務取扱金融機関				
		銀行	農協	指定年月日		銀行	農協	信用金庫	信用組合	労働金庫
下城益郡	美里町		○	H16.11.1						
玉名郡	玉東町				○	○	○			
	和水町	○		H18.3.1						
	南関町	○		S58.4.1						
	長洲町	○		H12.4.1						
菊池郡	大津町	○		S60.6.1						
	菊陽町	○		S59.4.1						
阿蘇郡	南小国町	○		H10.4.1						
	小国町	○		H20.9.1						
	産山村				○	○	○			
	高森町	○		H13.4.1						
	南阿蘇村	○		H17.2.13						
	西原村	○		H14.4.1						
上益城郡	御船町	○		H13.4.1						
	嘉島町				○	○	○	○		○
	益城町	○		H6.4.1						
	甲佐町	○		H28.4.1						
	山都町	○		H17.2.11						
八代郡	氷川町	○		H28.10.1						
葦北郡	芦北町		○	H17.1.1						
	津奈木町				○	○	○	○		
球磨郡	錦町		○	H18.7.1						
	あさぎり町		○	H16.4.1						
	多良木町	○		H7.4.1						
	湯前町				○	○	○		○	○
	水上村				○	○	○		○	
	相良村	○		H23.4.1						
	五木村	○		H21.1.6						
	山江村	○		H19.10.1						
天草郡	球磨村				○	○	○			
	苓北町		○	H9.10.1						
合 計		19	5		7	7	7	2	2	2

※「ゆうちょ銀行」（旧日本郵政公社）は、銀行に含めている。

20. 金融機関の指定及び収納事務取扱金融機関等の状況

○指定金融機関を指定している町村の指定代理金融機関、収納代理金融機関

郡名	町村名	指定代理金融機関		収 納 代 理 金 融 機 関				
		銀 行	農 協	銀 行	農 協	信用金庫	信用組合	労働金庫
下城益郡	美里町			○				
玉名郡	玉東町							
	和水町			○	○			
	南関町			○	○			
	長洲町			○	○	○		
菊池郡	大津町	○		○	○	○	○	
	菊陽町	○		○	○	○	○	
阿蘇郡	南小国町	○		○	○			
	小国町			○	○			
	産山村							
	高森町			○	○		○	
	南阿蘇村	○		○	○		○	
	西原村			○	○	○		○
上益城郡	御船町	○		○	○	○		
	嘉島町							
	益城町	○		○	○	○		
	甲佐町			○	○	○		
	山都町	○		○	○		○	
八代郡	氷川町			○	○		○	○
葦北郡	芦北町			○		○		○
	津奈木町							
球磨郡	錦町			○		○	○	○
	あさぎり町			○			○	○
	多良木町			○	○		○	
	湯前町							
	水上村							
	相良村	○		○	○	○		○
	五木村	○		○	○	○		
	山江村	○		○	○			○
	球磨村							
大草郡	苓北町			○		○	○	
合 計		10	0	24	19	12	10	7

21. 例月出納検査に関する調

郡名	町村名	実施日	現金保管の状況は 何日現在で検査				普通預金の残高の 確認			「検査の結果に関する報告」 議会への報告方法（複数回答）			
		原則として 毎月〇日	検査日 の前日	前月の 末日	検査日の 〇日前	その他	残高証明書 で確認	必要な都度 証明書 で確認	通帳残高で 確認	文書 のみ	識見委員が 文書と併せ て口頭で	議選委員が 文書と併せ て口頭で	その他
下益城郡	美里町	下旬		○			○					○	
玉名郡	玉東町	10		○			○			○			
	和水町	15	○				○			○			
	南関町	15		○			○			○			
	長洲町	10		○			○			○			
菊池郡	大津町	20～末日		○			○			○			
	菊陽町	15～25		○			○			○			
阿蘇郡	南小国町	15		○					○	○			
	小国町	15		○			○			○			
	産山村	20～25		○			○			○	○		
	高森町	20		○			○					○	
	南阿蘇村	22		○					○	○			
	西原村	10				検査日 当日 8:20～	○			○			
上益城郡	御船町	15～20		○			○			○			
	嘉島町	15～20	○						○	○			
	益城町	20～25	○				○			○			

21. 例月出納検査に関する調

郡名	町村名	実施日	現金保管の状況は 何日現在で検査				普通預金の残高の 確認			「検査の結果に関する報告」 議会への報告方法（複数回答）			
		原則として 毎月○日	検査日 の前日	前月の 末日	検査日の ○日前	その他	残高証明書 で確認	必要な都 度証明書 で確認	通帳残高で 確認	文書 のみ	識見委員が 文書と併せ て口頭で	議選委員が 文書と併せ て口頭で	その他
上益城郡	甲佐町	16・17	○					○		○			
	山都町	15～22		○					○	○			
八代郡	氷川町	10		○			○			○			
葦北郡	芦北町	5～10			2		○			○			
	津奈木町	12	○				○			○			
球磨郡	錦町	11		○			○			○			
	あさぎり町	10～20		○			○			○			
	多良木町	20		○			○			○			
	湯前町	12	○				○			○			
	水上村	5	○				○			○			
	相良村	6～15		○				○		○			
	五木村	20～25		○			○					○	
	山江村	15	○				○			○		○	
	球磨村	15	○						○			○	
天草郡	苓北町	21		○			○			○			
合 計			9	20	1	1	24	2	5	27	1	5	0

22. 外部監査に関する調

外部監査に係る条例を制定している町村はない。

23. 令和4年度先進地調査の実施状況

郡・町村名	調 査 地	時 期	所要日数	主 な る 研 修 項 目
菊 陽 町	小国町 熊本市	9月28日 3月16日	1日 1日	財政援助団体に対する監査について 住民監査請求について
津 奈 木 町	山口県下関市 山口県萩市	4年11月	1泊2日	内部統制監査及び地域づくり

24. 監査手続に関する調（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

①学識経験者等からの意見聴取（法第199条第8項）事例

（なし）

②住民監査請求における陳述の聴取を行う場合の立会い（法第242条第7項）事例

（なし）

25. 監査専門委員に関する調（法200条の2）

監査専門委員を設置している町村はない。

26. 内部統制に関する調（法150条の2）

内部統制を導入している町村はない。

27. 議会による権利放棄に関する調（法242条の10）

町 村 名	内 容
	該当町村なし

28. 免責条例の制定・改廃に係る意見聴取に関する調

町 村 名	意 見
益 城 町	条例案の内容については、関係法令の制度趣旨目的に沿ったものであり、損害賠償に係る責任負担限度額も政令に定める参酌基準を適用しており、条例案は適正である。

29. 監査等のデジタル化に関する調

町 村 名	タブレット端末による ペーパーレス化	監査等のオンライン開催	そ の 他
美 里 町	—	—	タブレット端末はすでに導入しているため、監査における利用について検討している。
大 津 町	○	—	データの共有にモアノートを活用
南小国町	○	—	
南阿蘇村	○	—	
西 原 村	○	—	
御 船 町	○	—	
山 都 町	○	○	定期監査や決算審査では、タブレット端末を活用し、監査に必要な調書資料をペーパーレスとしている。また、例月検査の講評や監査時のヒアリングにおいても、タブレット及びPC端末を用いて実施している。
あさぎり町	○	—	
多良木町	○	—	
苓 北 町	—	—	例月現金出納検査は、資料をPDFファイルで提出してもらい、パソコンを用いて検査を行っている。